

経済安全保障・貿易管理を巡る最近の動向

2025年4月

貿易経済安全保障局

目次

- 1. 経済安全保障に関する産業・技術基盤強化の動向**
2. 安全保障貿易管理を巡る動向
3. 外為法に基づく制裁措置を巡る動向
4. 貿易救済措置を巡る動向

経済安全保障に関する産業・技術基盤の強化（基本的考え方）

1. 「経済安全保障」に係る社会的要請

- 地政学的変化、破壊的な技術革新の中、各国は国力増大のため、「経済安全保障」の切り口で施策強化
- 技術力をてこに、資源制約を乗り越え、経常収支バランスを確保してきた我が国において、今こそ取組強化が重要



2. 経済安全保障推進法の施行（22年8月）：自律性の向上、優位性・不可欠性の確保に資する取組を法制化

① サプライチェーン強靱化
12物資指定、総額2.4兆円

② 重要技術育成プログラム
50の重要技術、総額5000億円

③ 基幹インフラ事前届出制度
24年5月から施行、15分野指定

④ 特許出願非公開制度
24年5月から施行



3. 「産業・技術基盤強化アクションプラン」の策定（23年10月初版公表、24年5月改訂）

- 産業支援策及び産業防衛策を有機的に組み合わせながら、官民連携で、具体的取組を実施するためにアクションプランを整理、提示。

1 産業支援策

◆ 設備投資支援 研究開発支援 等

2 産業防衛策

◆ 輸出管理・投資管理 等

3 国際枠組みの構築・産業界との対話

◆ 経済版「2 + 2」 官民対話 等

24年7月に新たに「貿易経済安全保障局」を設置

- 司令塔として、上記施策を総合的に推進
- 基盤として、経済インテリジェンスと情報保全を強化
(25年5月に重要経済安保情報保護活用法を施行予定)

「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン」 再改訂にあたって

- 経済安全保障とは、我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することである。政府は、2022年5月施行の経済安全保障推進法をはじめ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保、国際秩序の維持強化等に向けた必要な経済施策を講じてきた。
- 国際情勢が厳しさと複雑さを増す中、経済安全保障に関する産業・技術基盤に影響が及ぶ脅威やリスクが拡大、法に基づく自由で開かれた国際秩序も揺らいでいる。我が国として、「改めて世界のルール作りを主導するとともに、国力としての経済力を強化する取組を官民連携で推進しなくてはならない」という考えのもと、経済安全保障に関する産業・技術基盤を強化するための取組の方向性と内容を、2023年10月以来、アクションプランとしてとりまとめ、官民での戦略的対話を行ってきた。
- この間、経済・技術面での大国間競争が激化している。AIをはじめ破壊的技術革新が加速している中、巨大な市場や天然資源を有する大国が国境措置や産業支援策を一段と強めており、産業・技術基盤が困り込まれようとしている。更に、大国の自給自足や覇権の追求の中で世界の分断は一層深まり、我が国の国益を支えている自由貿易体制が脅かされている。
- 国際情勢や技術革新の地殻変動に伴う歴史の転換点にあることを踏まえ、我が国の経済安全保障を取り巻く状況に対する認識を今一度精査し、我が国の経済安全保障政策を強化しなければならない。元来、資源や食料の大部分を海外に依存せざるを得ない我が国にとって、強固な経済力は存立のために不可欠の前提であり、これを支える産業・技術基盤は、我が国の礎である。今般、戦略的自律性、戦略的不可欠性という、経済安全保障の二つの戦略的目標に照らして、特に後者に通じる「世界にかけがえのない日本」を目指し、これまでの官民対話を通じて抽出された課題も踏まえて、本アクションプランの再改訂を行う。

大国間競争と厳しさを増す経済安全保障環境

- 我が国の安全保障を確保していくためには、国力の源泉である経済力を高めることが不可欠
- 他方、4つの領域で地殻変動が起こっており、大国間の覇権を巡る競争が加速。我が国の経済力を支える産業・技術基盤を毀損するリスクが増大
- これらのリスクに対処するため、経済安全保障推進法の3年見直しの機会も活用しながら、インテリジェンス強化を通じた官民の情報共有・連携を強化し、新たな国際情勢に適応した経済安全保障政策の発展と迅速かつ効果的な実施につなげる

① ルールベースの国際経済秩序の停滞

- 一方的措置や対抗措置、大規模支援策等を通じた大国間のパワーベースの競争が拡大
- 大国による更なる産業・技術基盤の「困い込み」と「武器化」のリスクの顕在化



② エネルギー戦略の重要性の高まり

- 生成AIの普及によるデータセンター等の電力需要の増加や大国によるグリーンサプライチェーン支配の動きが見込まれる中、インフラとしてのエネルギーと産業としてのエネルギーの重要性が高まっている
- 大国による支配的地位の確立に向けた動きが見られるなど、GX・エネルギー戦略の動きが加速



③ 大国による新たなテクノロジー秩序の形成

- 大国によるAIを中心としたテクノロジー覇権競争が激化、大国への産業・技術基盤の集積にも繋がる
- テクノロジー覇権争いを通じた実体的な秩序形成へ



④ フロンティア領域における競争激化

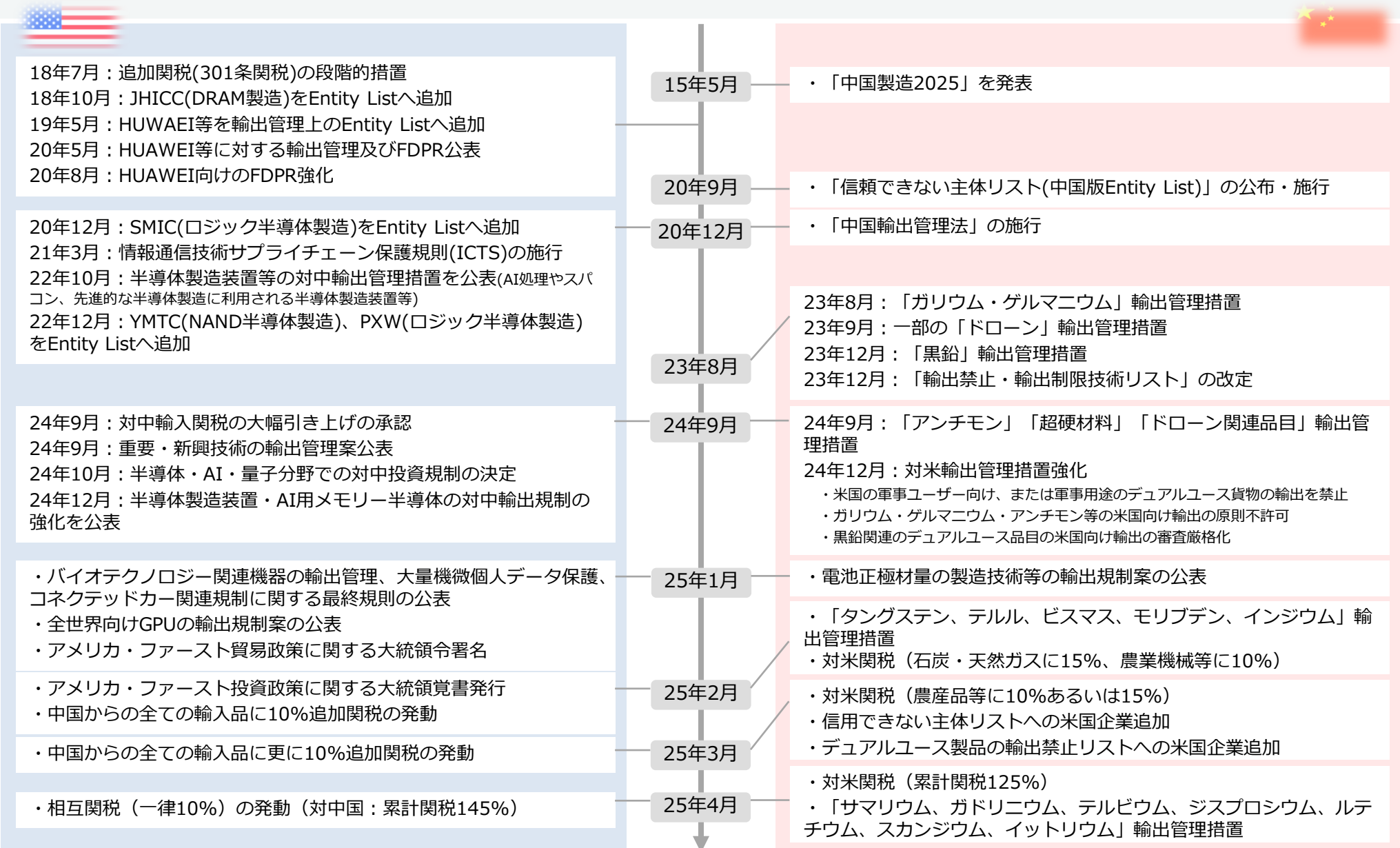
- 宇宙や海洋、ドローンなどのフロンティア領域における競争も激化
- 将来のコネクティティインフラの在り方にも影響



新たな国際情勢に適応した日本の自律性・不可欠性強化に向けた産業・技術基盤の強化を目指す

米中の国境管理による「困い込み」 (25年4月15日時点)

- 近年、米国は安全保障上の観点から、中国のAI・半導体製造能力を抑止するため、先端半導体の輸出管理を相次ぎ強化。中国は、自国に優位性のある重要鉱物等の規制を強化する動き



ルールベースの国際経済秩序の揺らぎも踏まえた対応の方向性

- ◆ 巨大な国内市場や資源を持つ大国による、国境措置や大規模産業支援策による産業・技術基盤の「囲い込み」と経済の相互依存関係の「武器化」が加速

⇒国境措置の応酬等により世界経済のブロック化に繋がる恐れすらあり、我が国からのモノの輸出が困難になるリスク

- ◆ 生成AIの普及や世界的なデジタルトランスフォーメーションによりデジタルを含むサービス貿易が拡大（世界の名目GDPや財輸出額の伸びを大きく上回る）

⇒ハイパースケーラーを有する国が貿易大国になる一方、我が国は今後の産業・技術基盤の核となるデジタルサービスを海外依存し続けるリスク

【対応の方向性】

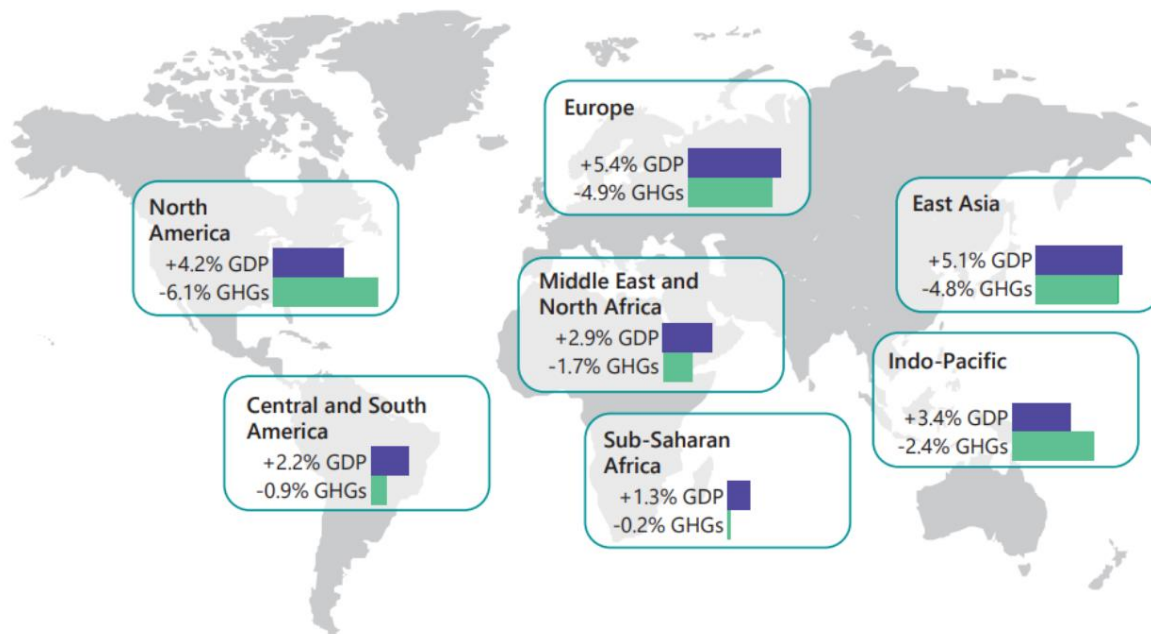
ルールベースの国際経済秩序の再構築の重要性は忘れるべきではないが、足下の脅威・リスクに対処するため、以下を進めるべきではないか。

- ① 国境措置の応酬に対応するための企業のサプライチェーン組み替え支援強化
- ② 関税等の国境措置に対して輸出耐性を高めるため国内の「不可欠性」を強化
- ③ 国境措置が強まる中で、従来のモノの輸出以外に、ライセンスや知財を活用した海外事業展開など多様な「稼ぎ方」を推進
- ④ 最先端のAI・半導体技術や産業、人材などのデジタル産業・技術基盤を強化するための国内投資の拡大と高度人材育成・呼び込み

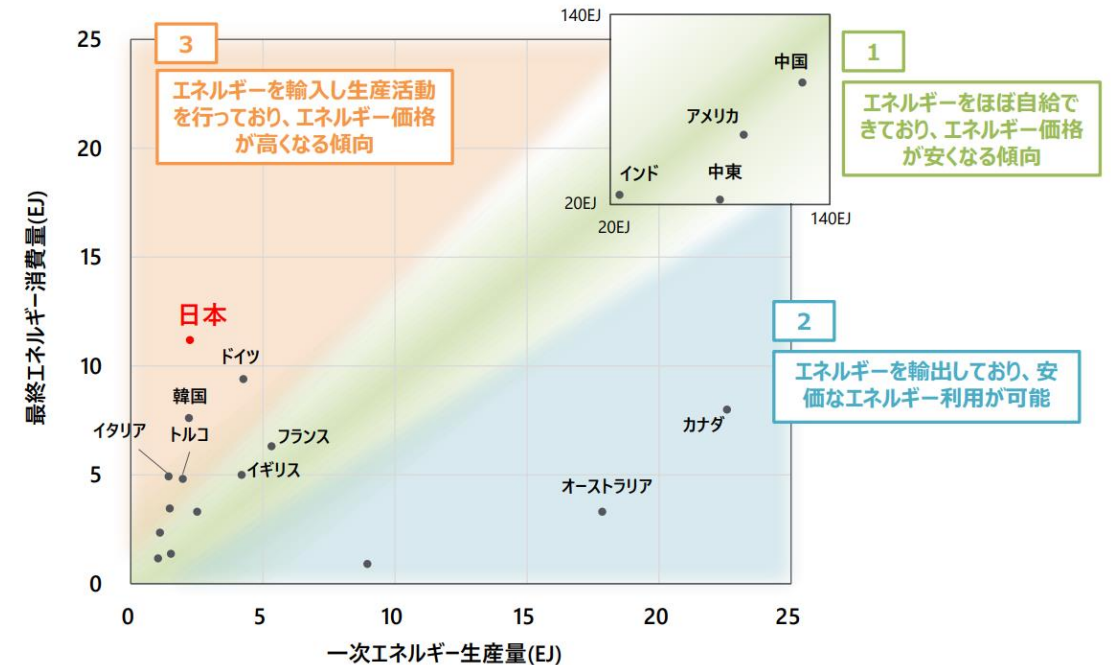
大国によるエネルギー戦略の推進

- 大国がモノ、技術、ヒト、カネ、データの「囲い込み」を進める中、各国とも投資、ヒトを呼び込むための産業立地政策競争が加速
- 足下におけるエネルギー需給の逼迫に加え、DX・GXの進展による電力需要の増加が見込まれ、これに見合った脱炭素電源の確保が我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況。
- 我が国において、「エネルギー基本計画」と「GX2040ビジョン」を踏まえながら、エネルギー分野の自律性、不可欠性を強化する必要がある

AIによる成長とCO2削減のポテンシャル（2030年）



(出所) Microsoft, PwC (2019) "How AI can enable a sustainable future"



(出所) 内閣官房GX実行推進室「GX2040ビジョンの概要」

(出所) 内閣官房GX実行推進室「GX2040ビジョンの概要」

経済安全保障やエネルギーの観点で踏まえた産業の在り方

- ◆ 世界的にエネルギー確保が産業立地選択に及ぼす影響が一層拡大。我が国においても、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を国際的に遜色ない価格で確保できるかが産業・技術基盤の強化に直結。

⇒脱炭素エネルギー確保に遅れが生じた場合、産業立地先として日本が選択されづらくなり、日本の産業・技術基盤強化の遅れにつながるリスク

- ◆ 米中欧などでは、GX・エネルギー政策を自国産業の自律性・不可欠性の強化に活用する動きが加速

⇒経済安全保障の観点も踏まえ、GX・エネルギー政策と産業政策を一体的に検討しなければ、日本の脱炭素技術等が世界で優位性を喪失するリスク

【対応の方向性】

- ① 産業立地競争力：
 - ・ 脱炭素電力等のクリーンエネルギーの地域偏在性を前提としつつ、脱炭素電源の近傍や電力インフラから見て望ましい地域に新たな産業を集積させる
- ② 産業構造転換：
 - ・ 日本の強みである素材から製品にいたるフルセットのサプライチェーンが、GXやDXによって高度化された産業構造を目指す。
 - ・ その他、デジタル化、サービス化による産業構造の高付加価値化を含めた産業構造の転換を推進。
- ③ 脱炭素技術等の海外展開：
 - ・ 我が国が優位性を持つ脱炭素技術等を国内における社会実装だけではなく、競争力のある形でアジアを含む海外にも展開。日本の脱炭素技術等の社会実装を海外で地産地消型で進めた上で、日本を含め世界でスケールアップを図る「地産地消モデル」のグローバル展開も視野に入れる。

AIと経済安全保障

- 生成AIの普及が拡大する中、2010年半ば以降の先端半導体を中心とした大国間のテクノロジー覇権競争の主戦場はAIに
- AI能力において支配的な地位を確立することが、軍事及び経済の両面での優位性に直結。他国より先に汎用人工知能(AGI)に到達するための大国間競争は激しさを増している

産業・技術基盤におけるAIの重要性

AI性能の飛躍的な向上により、あらゆる産業や国民生活の様々な分野において、効率性や利便性を大きく高めるほか、新しい科学的発見も期待され、国民生活の向上、国民経済の発展に大きく寄与する可能性がある。

科学技術分野への影響

AIの高速な推論能力や自律的な研究プロセスによって、これまで長期間を要していた科学的発見が短期間で実現される可能性がある。

医学

エネルギー

宇宙開発

等

社会と経済への影響

労働力の自動化や新しい産業の創出により、全体的な経済成長へと繋がる可能性。

業務効率化

生産性向上

労働力デジタル化

高度なデータ分析・予測

新しい教育手法の導入

等

軍事分野におけるAI技術の利用

AIの軍事への応用分野は、情報収集・分析、サイバー、意思決定支援、自律型システム、ロジスティクス等多岐にわたり、AI技術は軍事上重要な技術といえる。



イスラエルの独立系メディア
"+972 Magazine"

イスラエルの独立系メディアは、ガザ地区でイスラエル軍が攻撃目標を特定するため、"ラベンダー"と呼ばれるAIを活用したターゲティングシステムを活用したことを報道。

AIを活用した認知戦

相手の心理や思考などを操作し、戦略的に自国に有利になるような政策決定や世論を作り出す認知戦に、AIが活用され始めている。

世界でのAI競争に乗り遅れると、我が国自身の自律性・不可欠性を失うリスク

AGIの実現に向けた包括的な取組の必要性

- AIを巡る競争は、基盤モデルのみならず、ハードウェア、アプリケーション、インフラ、人材、データの**総力戦**
 - ソフトウェア・サービスレイヤー：基盤モデルに加えて、領域特化型モデル、アプリケーションソフトウェア、学習用データ等
 - ハードウェアレイヤー：計算資源となる先端半導体、計算機に加えて、それらを製造するための装置、素材等
 - インフラレイヤー：データセンターとそれを繋ぐ通信ネットワーク網、電力供給のためのエネルギーインフラ等

ソフトウェア・サービスレイヤー

基盤モデル

英語モデル・非英語モデル

領域特化型モデル

サービス

自動運転 / IoT / ロボティクス / バイオ

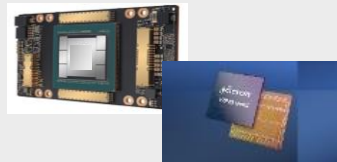
データ

ハードウェアレイヤー

製造装置



先端 AI半導体



高性能計算機



量子 コンピューター



設計・システム
素材・部品
電子部品

インフラレイヤー

宇宙インフラ



5G Open RAN



オール光 ネットワーク



海底ケーブル



データセンター



エネルギー



大国によるAIを中心としたテクノロジー秩序の形成

- ◆ AI分野における支配的地位を確立することが、将来の経済発展と軍事優位性に直結するとして、大国を中心に自国の優位性を確保するためのデータセンター建設等のための規制緩和、大規模投資の呼び込みを加速
- ◆ 一方で、AI関連の技術・プログラムやデータの越境移転、対外投資、自国データセンターへのアクセスなどの国境管理を強化
- ◆ 大国主導によるインド太平洋地域を含めた世界的なAI・デジタル秩序形成の動き

⇒大国によるAI分野の支配的地位の確立による我が国の自律性・不可欠性を喪失するリスク

⇒信頼できないAI基盤モデルが普及することによる情報・認知領域における安全保障上のリスク

【対応の方向性】

AI覇権を巡る競争は、基盤モデルのみならず、ハードウェア、アプリケーション、それを支えるインフラ、人材、データの総力戦。我が国が、汎用AIの分野で直ぐに米国等に追いつくことは現実的ではないが、将来の我が国のAI分野における自律性、不可欠を確保し、インド太平洋地域を中心とした信頼できるAIエコシステム確立に貢献するため、以下の取組を進める必要がある

- ① デジタル産業基盤を強化するため、国内投資の拡大と高度人材育成・呼び込み、技術開発のみならずAI・データの利活用の促進等を通じた我が国の強みを活かしたAI開発力、供給力の強化の環境整備

例：データセンターと電力基盤・通信基盤の一体整備、量子技術を含む次世代コンピューティング技術等の開発、領域特化型のAI開発・サービス展開の促進、我が国固有のデータを活かしたAI開発等

- ② データの自律性・不可欠性確保のためのデータの一層の利活用と保護

- ③ 我が国の優位性、不可欠性を活かしたインド太平洋地域の信頼できるAIエコシステムの確立に向けた同志国とのRun Fasterパートナーシップの推進

例：データセンターのネットワーク技術の展開、各国の文化・言語を踏まえた社会実装重視のモデル開発・サービス展開（用途特化型中心）、AI人材環流・育成

フロンティア領域における競争の激化

- ◆ 宇宙や海洋、無人航空機などフロンティア領域は、将来の経済成長と安全保障の確保のポテンシャルが大きい領域であることから、大国を中心に競争が激化
- ◆ 各国とも、市場の不確実性を低減させるために、研究開発支援のみならず、政府調達等を用いた市場創造とその維持・拡大など、商業化や事業のスケールアップに向けて戦略的な取組を推進

⇒民間企業の自発的な活動にのみ委ねては、戦略分野において将来の自律性・不可欠性が確保できないリスク

【対応の方向性】

戦略分野においては、将来の自律性、不可欠性の確保のために、国が一步前に出る必要

- ① 宇宙や海底ケーブルなど将来の自律性、不可欠性の両面における戦略インフラについて、輸送や事業展開なども含めたバリューチェーン全体を射程に捉えた取組強化
- ② 我が国の自律性、不可欠性確保のための同志国との先端技術分野のRun Fasterパートナーシップの推進
- ③ 先行者利益を獲得するための海外展開、戦略的な国際ルールと標準形成、その実装

アクションプラン再改訂にあたっての取組の方向性

現状認識・評価

- 大国があらゆるツールを総動員し、物資、技術、人材、データなどの「囲い込み」によって自国の優位性・不可欠性を強化すると共に、「自給自足」によって自律性を強化する動き
- エネルギーと食糧を海外依存する我が国は大国によるパワーベースの競争には脆弱
- 我が国も官民の総力を挙げて対応していかなければ、将来の自律性、不可欠性を喪失し、ひいては将来のルールベースの国際秩序の再構築に対しても主導権を発揮できない

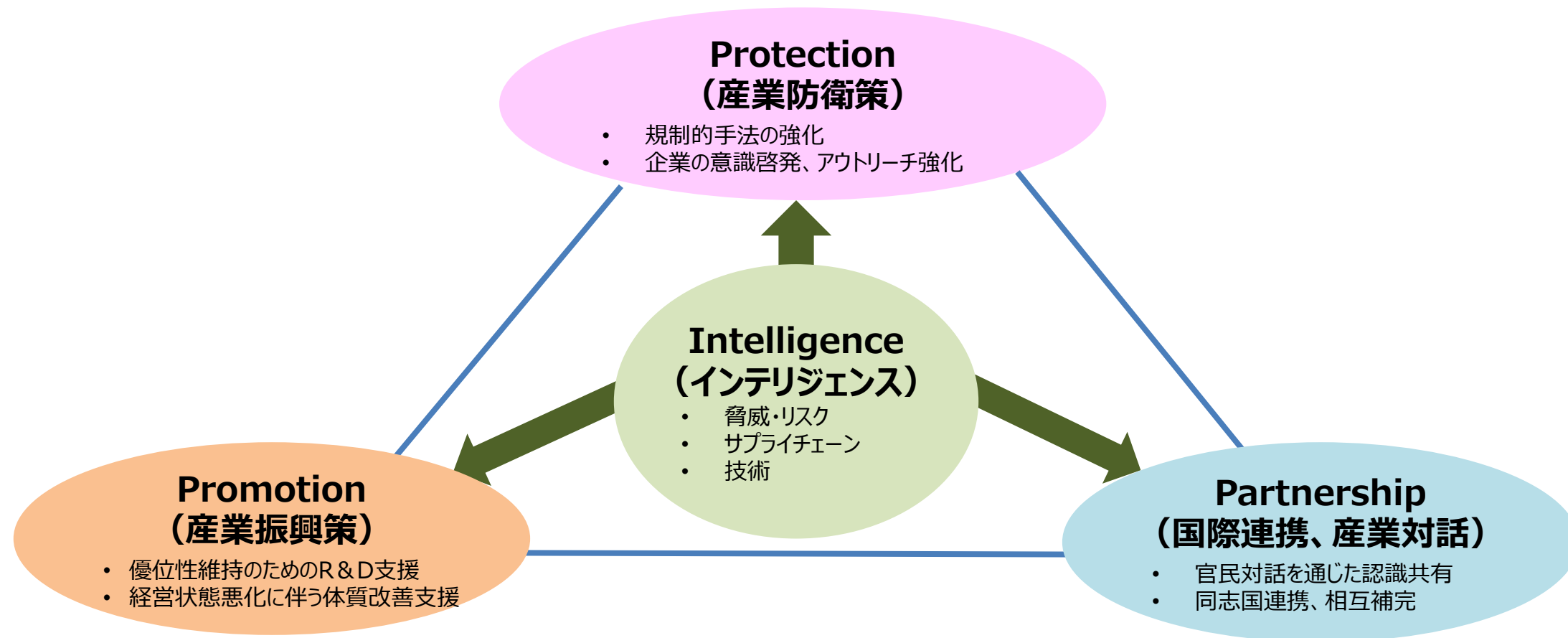


対処の方向性

1. 国際情勢と技術革新の地殻変動の中、世界の企業のグローバルなサプライチェーン戦略の変更を機会ととらえ、国内外の投資、人材、技術を呼び寄せるための環境整備を加速し、国内産業・技術基盤を強化する
2. 重要サプライチェーンの強靱化に加えて、我が国の「優位性」を「不可欠性」まで研ぎ澄まし、世界にとってかけがえのない国となる。そのためには、先端技術分野において、企業の研究開発活動から国内外事業展開までバリューチェーン全体を射程に捉えた取組強化を行っていく必要
3. 既存の経済安保政策ツールを最大限活用するとともに、政策の相乗効果を図るため、政策ツール間、同志国間、官民・民間同士の力を有機的につなぐためのプラットフォームづくりに政府が積極的な役割を果たす

自律性・不可欠性確保のための3つのPによる有機的連携

- 大国間競争の時代において、我が国の自律性・不可欠性を確保していくためには、これまでの産業振興策（Promotion）、産業防衛策（Protection）、国際・官民連携（Partnership）の一層の有機的連携を進めるための仕組みが必要
- 今後の地政学的脅威・リスクが与える重要サプライチェーンへの影響、さらに我が国の優位性、不可欠性技術の把握・分析といった経済インテリジェンスを一層高めることが、全ての政策立案、実行の起点



取組強化のフレームワーク

1. 脅威・リスク分析

官民連携の下、新たな国際環境がもたらす経済安全保障上の「脅威・リスク」を分析するとともに、それがもたらす「機会」も抽出

（１）技術分析

（２）サプライチェーン分析→「産業バリューチェーン分析」

（重要物資を超えて、価値創造プロセスにおける自律性・不可欠性を確保）

（３）シナリオ分析→「シナリオ・地域情勢分析」

2. 産業・技術基盤上の政策重点や政策手法の抽出

自律性・不可欠性確保の観点から物資・技術を特定した上で、官民連携及び、同志国やグローバルサウス諸国等との戦略的な連携の下、重要物資・技術の産業バリューチェーン全体を強化

（１）物資・技術アプローチ

① 破壊的技術革新が進む領域、② 我が国が技術優位性を持つ領域、③ 対外依存の領域

（２）産業バリューチェーンアプローチ

- ・研究開発、調達、生産、販売の**バリューチェーン全体、各層毎に対応策を補強**
- ・モノの「サプライチェーン」に加えて、知財、ソフトウェア、さらに物流、金融、データなどの**サービス**にも注目

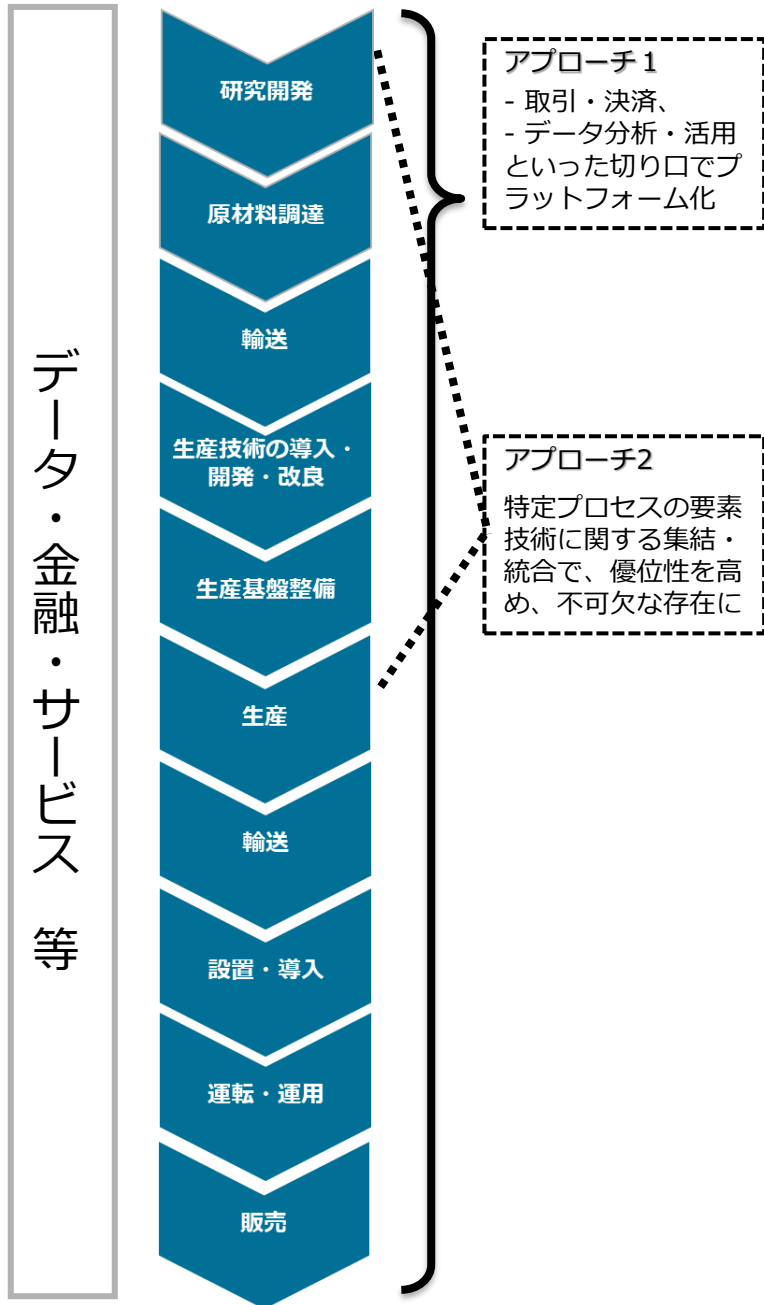
（３）官民対話

- ・官民での脅威リスク認識、対応策に関する対話の深化

（４）地域戦略

- ・我が国の自律性・不可欠性確保に向けた各国・地域との相互依存関係・補完関係を構築
- ・日本のシーレーン確保のための要衝国・地域との連携強化
- ・経済安保の観点からの戦略的地域枠組（例：Quadにおける経済安保協力）

産業バリューチェーンを通じた我が国産業の不可欠性の発揮に向けて



アプローチ1： chokeポイント技術による不可欠性の発揮のみならず、産業バリューチェーン全体を使って「不可欠性」を発揮

（サイバー・フィジカルシステムでも取り組む）

○産業バリューチェーン全体で見ると「クリティカル・マス」であることを利用して、関係者が連携の上、取引・決済機能、データ分析・活用機能等の「プラットフォーム機能」を形成し、不可欠性として活用。

例：ドイツにおけるIndustrial-X エアバスによるスカイワイズ

アプローチ2：バリューチェーンの各階層のいずれかにおいて、「プラットフォーム機能」を形成し、「不可欠性」を発揮

○例1：特定の戦略分野の研究開発プロセスにおいて、国が研究・試験施設や研究資金を提供することで、日本はもちろん世界の専門人材の受け皿となり、トライアル&エラーを含めて持続的に研究開発を行うプラットフォームに。情報や研究成果を集約。

○例2：生産プロセスにおいて不可欠となっている要素技術（安全、環境対応等）に関し、関連する企業各社が製品やサービスを集約して提供するプラットフォームを形成。

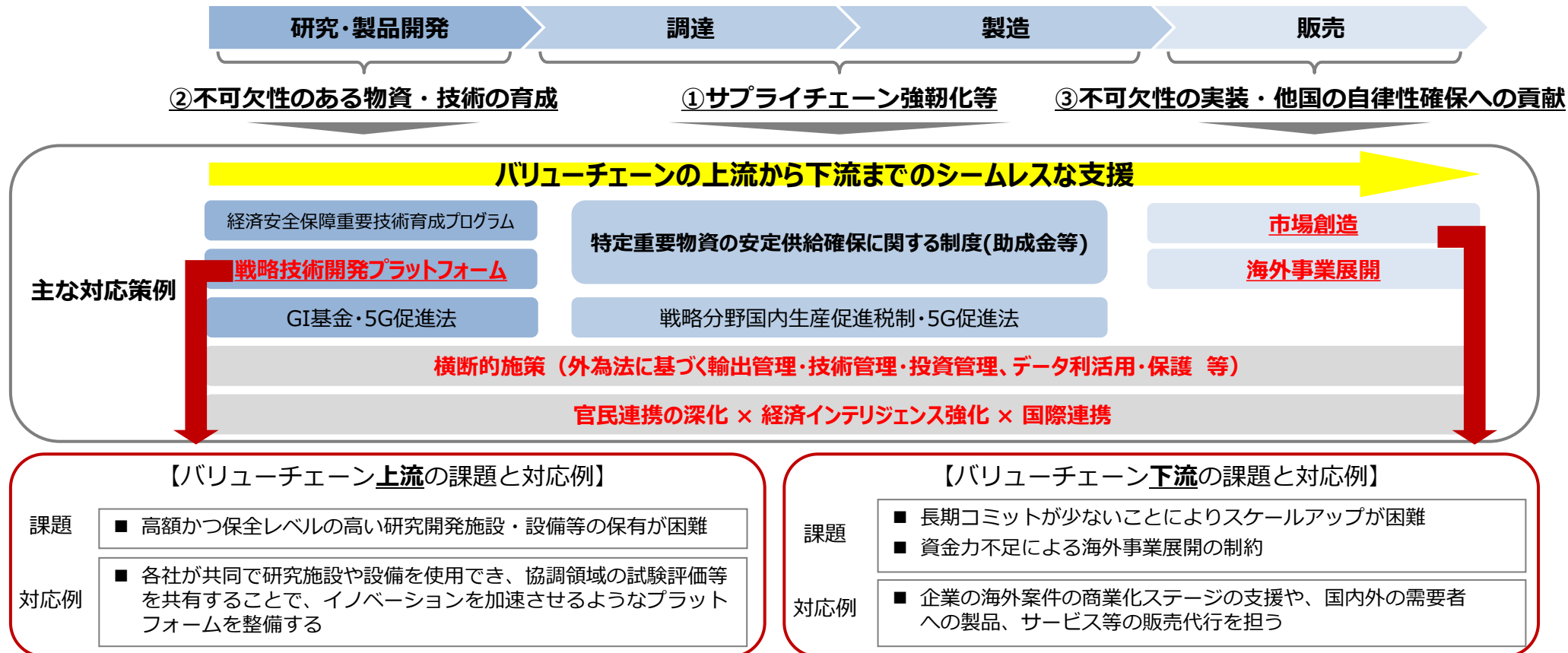
当該技術については、ライセンスング等を通じて、より広いユーザーに対して事業展開を行うことで不可欠性を増進。

上記のアプローチを促進するために、「官民連携」で以下に取り組む

- 1) 関係者の取組を糾合したプラットフォーム機能の形成促進
- 2) ルール・標準の形成とその実装

戦略分野におけるバリューチェーン全体を捉えた施策の展開の必要性

- 新たな国際環境下で、我が国の自律性、不可欠性が脅かされるリスクが高まっている中、①サプライチェーン強靱化等による自律性確保と、②優位性・不可欠性のある物資・技術等を守り育て、③グローバルに展開することを通じて諸外国の社会課題に貢献することが重要。
- 経済安保の観点から特に重要な物資・技術については、現在進められている施策を補強するため、国が前面に立ってバリューチェーンの上流から下流まで支援する仕組みを検討する必要。
- 例えば、我が国の産業・技術基盤の力を結集するためのプラットフォームを整備することもあり得るか



(1) 経済安全保障上重要な物資・技術アプローチ

- 経済安全保障上重要なサプライチェーンにおいて鍵を握る物資・技術を特定した上で、技術革新の動向、我が国における相対的な優位性、対外依存度を分析・把握し、強靱化に向けた適切な政策手段を当てはめていく。

		①破壊的技術革新が進む領域 (技術優位性の創出)		②我が国が技術優位性を持つ領域 (機微技術の流出・拡散防止)	③ 対外依存の領域 (過剰依存構造の防止・是正)
コンピューティング	計算資源 ソフトウェアレイヤー	量子コンピュータ	AI	組み込みソフトウェア・システム	クラウド
	基盤技術レイヤー 製造SCレイヤー	先端・次世代半導体	先端後工程	高性能パワー半導体	高性能な電子部品
	その他	光電融合	PFAS代替	マイコン	半導体製造装置・部素材
クリーンテック	暮らし分野	全固体電池	固体電解質	液体リチウム電池(三元系)	正負極バインダー
	エネルギー分野	次世代型太陽電池 (ペロブスカイト)	フュージョンエネルギー (部素材等)	ヨウ素	封止技術
	産業分野	水素還元製鉄技術		原子力部素材等製造技術 (重要機器・部品)	重要鉱物 (エネルギー転換に不可欠な銅をはじめ、リチウム、ニッケル、コバルト、黒鉛、等)
バイオテック	バイオものづくり	大量培養・ 発酵生産技術	微生物・ 細胞設計プラットフォーム	分析装置	分離・精製技術 (分離膜など)
	医療機器	SaMD等のデジタル領域	血管内治療	CT/MR/内視鏡	検査機器
	医薬品	遺伝子編集・合成		細胞治療薬の製造(iPS細胞等)	後発医薬品製造・原料(抗菌性物質製剤など)
3分野以外	防衛・宇宙	防衛・宇宙分野の先端技術、重要機器・部品等		航空機部素材 等 (炭素繊維・エンジン用素材)	人工衛星・ロケット
	基盤技術等			工作機械・産業用ロボット	産業用データ
				品質安定化ノウハウ・すり合わせ技術	永久磁石

V C 上流：戦略技術分野の研究開発・実用化の取組強化

- フロンティア領域は、将来の自律性・不可欠性確保の大きなポテンシャルがある一方で、**技術革新や市場の不確実性といったリスクの高さ**や、**巨額の研究施設等の設備投資**が必要などの理由で、個社に任しては投資が進みにくいケースも存在
- 経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプロ）や「スタートアップ5カ年計画」等の現在進行中の施策を補強する観点から、**経済安保上特に重要な特定の技術領域**については、こうした課題に対応するため**研究開発を進めるためのプラットフォーム機能について国が一歩前に出ることも重要**ではないか

<先端技術分野における産官学パートナーシップの例>

NanoTerasu

国および地域の産学により設立されたNanoTerasuでは、「コアリション（有志連合）」という新しい仕組みのもと、参加するユーザー企業等が、製品開発・技術開発等の「競争領域」で放射光施設を共同で活用することができる。

国内の既存の設備においてこれまで分析が難しかったリチウムやカーボンなどの軽元素を高輝度で分析できることから、様々な分野での利活用が期待され、企業、大学、国立研究所等100以上の機関が参加。



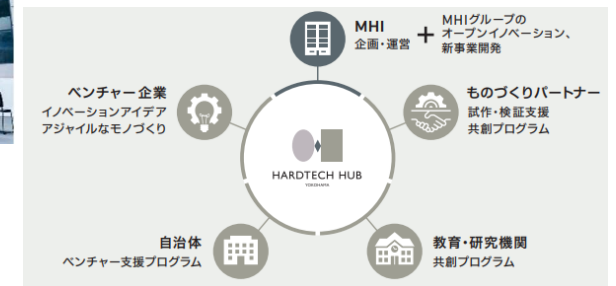
出典：NanoTerasuパンフレット

<民間における取組例>

三菱重工・Yokohama Hardtech Hub

ハードテック（※）の社会実装に向け、ベンチャーやものづくりに携わる企業、自治体、教育機関などとの共創を生み出すため、熱真空試験装置、温度サイクル試験機、振動試験装置など試作・検証の環境整備と提供を実施。

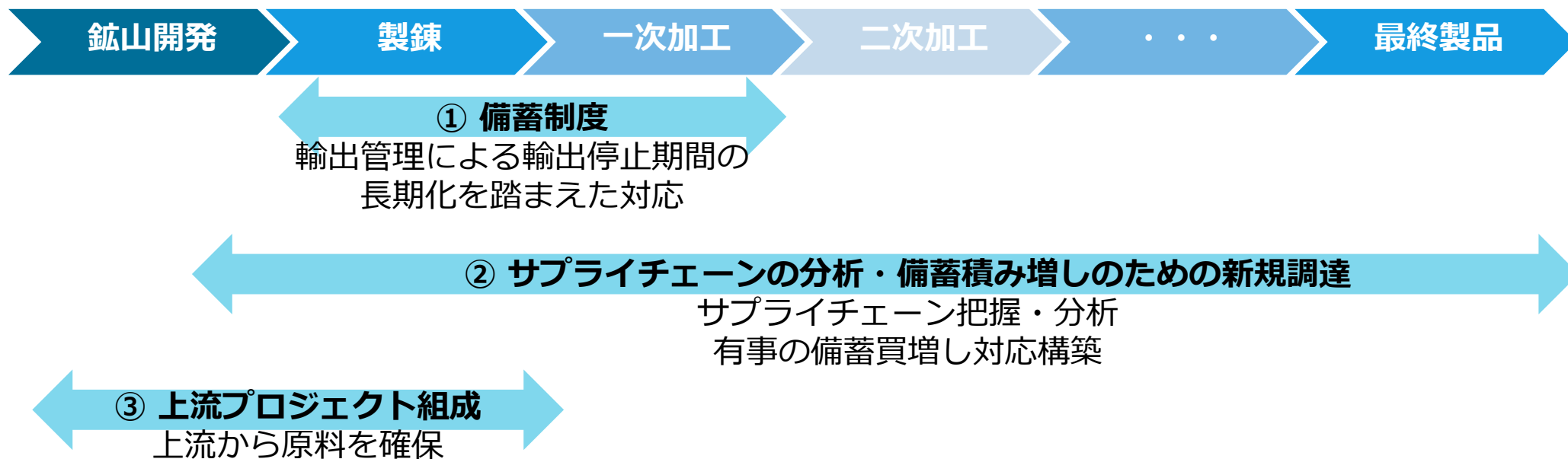
※「ハードテック」：AI・IoT等のデジタル技術革新と量子・材料設計・微細加工・バイオ等のフィジカル技術革新を組み合わせ、試作と検証の繰り返しが必要となる技術領域



出典：経団連地域協創事例集(2024年版)、三菱重工Yokohama Hardtech Hubパンフレット

V C 中流：重要鉱物の安定的確保

- 昨今の鉱物資源を巡る中国の輸出管理等の中長期的な供給途絶リスクの高まりを受けて、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向け、特定のレアメタルを対象とした包括的な支援の必要性が増大。
- 輸出管理の対象が一層拡大していることを踏まえ、①国家備蓄、②機動的な原材料確保に向けたサプライチェーン把握、③原料確保に向けた上流の開発について、政府として取組の強化が必要ではないか
- 特に、③については、民間資金では安定供給を図ることが困難な場合は、国による主体的な取組（例：JOGMEC単独による生産・販売の権利取得）が必要ではないか



V C 中流：サプライチェーンの一層の強靱化

- 国際的な海上輸送手段の不足など**インフラ面の制約**によって、我が国が**本来有する優位性、不可欠性が発揮できない**状況について国は何をすべきか
- フロンティア領域**での国家主導の競争が熾烈を極める中、**将来の国民生活、経済活動にとって重要な物資・技術・インフラ**だが、**現在は市場が黎明期**にあるものについて国は経済安全保障上の観点からどのような施策を講じるべきか

海底ケーブル

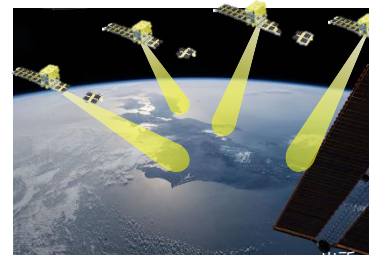
- 我が国は海底ケーブルの世界3大サプライヤーの1つ
- 日本企業は一定のシェアを維持するも、需要が不安定であり、**事業継続性に課題**
- 世界的な**敷設船の需給逼迫**。自社保有船がない中で、不測のケーブル切断事故や許認可の遅れにより**ケーブル敷設が遅れ、不可欠性が十分に発揮できない**



衛星コンステレーション

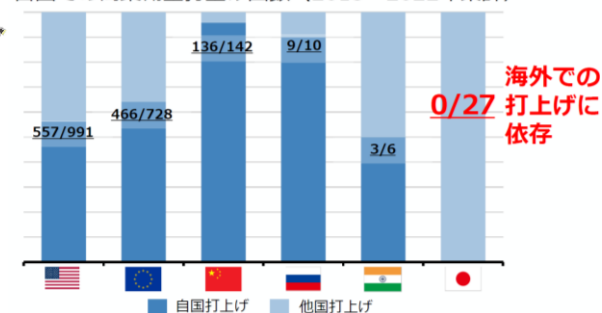
- 比較的低コストな衛星の複数運用により、**高速、大容量、高頻度な通信・観測サービスの提供**を可能とする衛星コンステレーションは、**将来の経済社会や安全保障の重要基盤**
- 衛星コンステレーションの自律性を確保するとともに、**運搬手段としてのロケットの部素材、国内の打ち上げ能力の確保が重要**

衛星コンステレーション



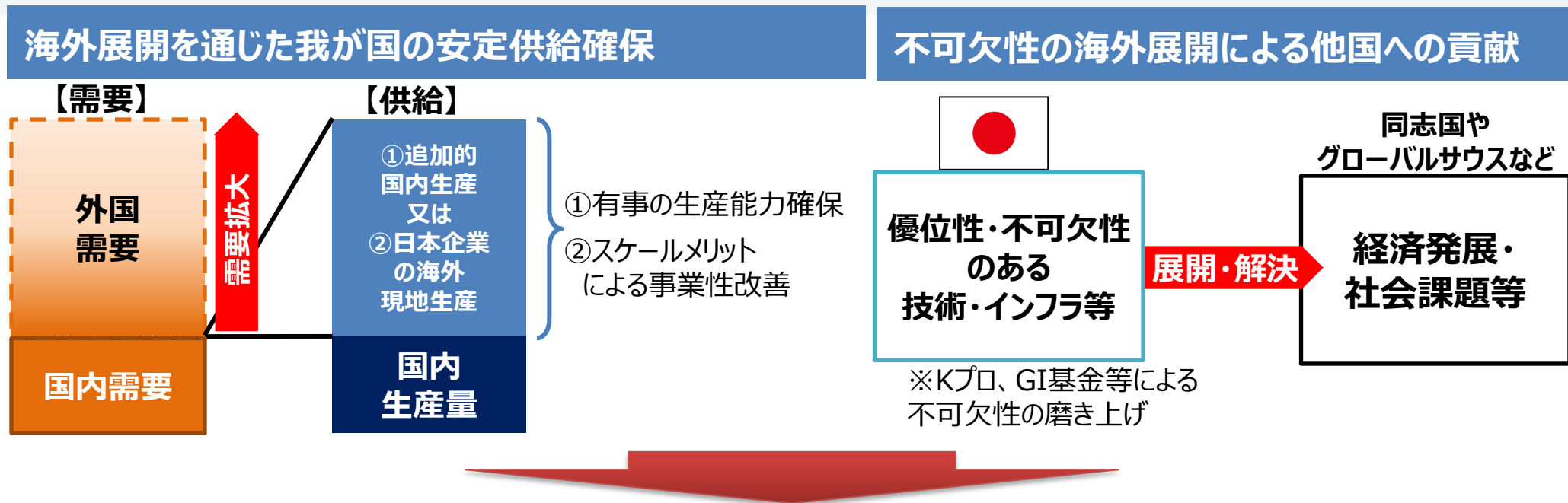
数千万～数十億円／機
～数百kg程度
高解像度、狭域、
高頻度観測（毎時程度）

自国での商業衛星打ち上げ回数（2013～2022年累計）



V C 下流：我が国と同志国の自律性・不可欠性確保に向けた海外展開

- ①我が国の自律性・不可欠性確保又は②これらの発揮による同志国等の社会課題等への貢献という観点から、経済安保上特に重要な案件について、国が一步前に出て企業等の海外展開を戦略的に推進することが重要
- 想定されるケースとして以下が考えられる
 - ①我が国の重要物資の安定供給確保のための地政学的要衝地の海外インフラ整備や市場創造
 - ②我が国が開発した「不可欠性」を活用した相手国の経済発展や社会課題の解決への貢献
- また、今後の戦略的相互依存関係を構築する観点から同志国の自律性・不可欠性確保への貢献にも留意が必要ではないか



戦略的相互依存関係を構築するため、同志国の自律性・不可欠性確保にも資する案件にリソースを優先

V C 下流：市場創造に向けた国の一層の関与

- 将来の自律性・不可欠性確保のため、研究開発や設備導入支援等サプライサイドの施策は整備されてきたが、とりわけ**フロンティア領域**において、**市場が存在しないことで、育成した「不可欠性」が社会実装されない課題**がある
- 海外事業展開など**民間事業者自身による市場創造のための活動を支援するだけでは、民間資金の流入等が見込めず、事業のスケールアップが期待できない**ケースにおいて、将来の自律性・不可欠性確保のために、**将来の事業予見可能性を高めるために国が果たすべきデマンドサイドの役割は何か**

米国宇宙政策における政府の需要創出による民間資金流入拡大の例

- NASAは、SpaceXに対してISSまでの物資輸送に係る開発支援（2006年～2012年）を行っていたが、SpaceXとは、開発がまだ終わっていない2008年の段階で、既に2012年以降のサービス調達の契約締結
- それも呼び水となり、政府支援（396M\$）を上回る額の民間資金（454M\$）が開発フェーズに流入

米国NASAによる民間ロケット会社への支援の例

※国際宇宙ステーション（ISS）への物資輸送に関して、NASAが民間ロケット会社に開発支援（COTS）とサービス調達（CRS）を実施。

米国NASAが開発支援（COTS）
（2006年～2012年）

※NASAの支援額以上の民間資金が流入

①技術開発

②社会実装
（技術実証）

④民需/外需

③政府調達

米国NASAがサービス調達（CRS）
（2008年に契約。2012～）

時間軸

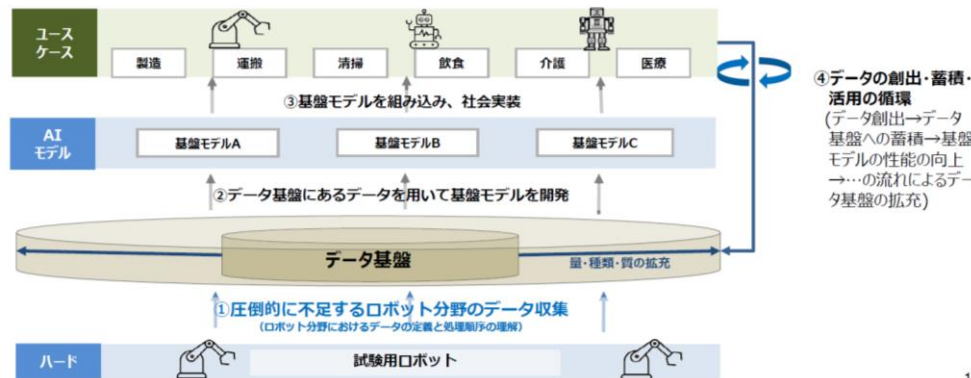
V C横断事項①：データの利活用と保護

- IoT・ビッグデータ・AI等の進化により実世界とサイバー空間が相互に関連する社会（サイバーフィジカルシステム）において、データは「生産手段」
- データ分野の自律性・不可欠性を確保し、産業バリューチェーンを強靱化させる観点から、3つのPの視点（Promotion, Protection, Partnership）からデータの利活用と保護が重要

データの利活用の取組例

（ロボティクス分野におけるデータエコシステム構築とAI開発の促進）

- 言語や画像分野と異なり、ロボット分野における汎用的なAI開発は世界でもまだ進んでいない状況。
- 試験用ロボットを用いて**データ収集**し、それを用いて**基盤モデルを開発**し、**ロボットに組み込み**、**新たにデータを収集**し、**基盤モデルの性能向上につなげる循環**を構築する。



（資料）第12回半導体・デジタル戦略検討会議「半導体・デジタル産業戦略の現状と今後」より作成

（宇宙分野におけるデータの確保と宇宙を活用したデータ流通基盤）

- 宇宙活動の前提となる宇宙状況把握データの自律性確保のあり方について官民で検討を進め、データ確保の能力獲得を進める。
- 衛星間光通信等の次世代のデータ流通基盤の構築を進める。

データセキュリティ

- 「国家安全保障戦略」や「経済財政運営と改革の基本方針」にて、データセキュリティについての言及があり、経済安全保障の観点からも重要。

（国家安全保障戦略 - 22年12月16日閣議決定）

データ・情報保護について、**機微なデータのより適切な管理**や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けた更なる対策を講じる

（経済財政運営と改革の基本方針2024 - 24年6月21日閣議決定）

データ・情報保護に関する必要な措置を検討する

（参考：米国のデータセキュリティ）

25年1月8日、米司法省は「米国民の大量機微個人データを懸念国から保護するための大統領令」を実施するための最終規則を公表。

同規則では、米国人が懸念国や懸念国所有等の条件を満たす対象者/対象法人と、政府関連データや大量の機微個人データへのアクセスを含む特定の取引を行うことを制限又は禁止。

V C横断事項②：規制、許認可手続等の見直し

- 民間企業等のイノベーション力を発揮させ、戦略物資・技術・インフラの産業・技術基盤を強化するため、自律性・不可欠性の確保に特に必要と認められる物資・技術・インフラに関する許認可等の規制の見直しを進めるべきものはあるか

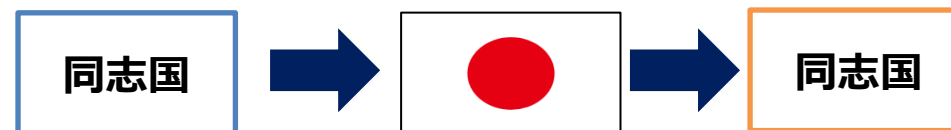
例) 同志国と技術移転手続の合理化

価値を共有し、輸出管理制度の同等性を前提に、不可欠性技術を確保するための同志国との共同研究開発を加速するための技術移転手続を合理化させる余地はあるか

国際共同研究のケース



サプライチェーンのケース



V C横断事項③：経済安全保障を推進するに当たっての独禁法の論点

- 安全保障環境が複雑化する中で、日本企業は以下のようなリスクに直面しており、我が国の自律性、不可欠性を喪失するリスクがある。
 - (1) 国家紛争・自然災害・疫病等による重要物資の供給途絶
 - (2) 供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、また、その結果としての技術移転強要
 - (3) 他国企業の高度技術獲得、さらに大規模な国家補助金等を背景とした過剰供給による競争過熱による事業性の悪化
- これらの脅威・リスクに対応するためには、**中長期かつ大規模な投資が必要**になるとともに、**サプライチェーン全体や企業間での情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携・再編が一層重要**になっている。
 - (例) ①日系下位企業への海外企業からの買収提案を通じた情報漏洩の防止や国内での企業再編
 - ②競合他社間や垂直的取引の相手方等、企業が属するサプライチェーンでの情報交換や共同行為を通じた技術管理
 - ③海外依存度が高い原材料の安定的な調達のための企業間での連携（情報交換、共同調達）
- 一方で、**産業界からは以下のような声**もある。
 - ①外国の過剰供給やサプライチェーンの独占化が懸念されている中で、国内企業がこれに対抗すべく、中長期かつ大規模な投資を行うための企業統合を行う必要性が高まっているにも関わらず、**企業結合規制に抵触するおそれがある**との漠然とした懸念などを理由に、**企業において企業結合のオプションが検討の俎上に上りづらい**
 - ②企業間で交換する情報の内容によっては**カルテル違反のおそれがある**との漠然とした懸念などを理由に、企業の法務部や弁護士が独禁法を理由に保守的な判断を下す傾向とあいまって、**企業間の対話を躊躇してしまう**
- 市場における事業者間の公正かつ自由な競争を維持し、一般消費者の利益を確保することは重要。経済安全保障を推進する観点からは、**外国の過剰供給や優位性技術の流出**によって、**日本企業のグローバルな競争優位性が失われることを防止**するのも重要であり、**事業者間における情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為について、独禁法上の基本的な考え方を整理し、産業界に周知を行うことが必要**ではないか。

産業界からの経済安全保障に関する主な反応(2024年5月アクションプラン改訂版からの抜粋)

- 経済団体、サプライチェーン全体等での産業横断型の対話の頻度も高めてほしい。
- 懸念国の産業戦略を説明によって、経済安全保障の背景事情を理解できた。**懸念・脅威に関する情報や具体的なリスクと対策例についても対話し、企業での具体的なアクションにつなげていきたい。**
- 一部の国の政府が国営企業に対して自国企業製品を調達するように指示を出している**との話を聞いた。**業界対話における情報共有を通じ、他社の状況も確認したい。**
- サプライチェーン全体での適正な価格転嫁**が、企業間で取り組む持続的な経済安保対策の一つ。価格転嫁を後押しする**政府のガイドライン等を作成**してほしい。

V C横断事項④：優位性・不可欠性確保に向けた金融機関等との連携

- 足下において、日本企業が関わった合併・買収の件数は1985年以降最多。自由で開かれた投資環境は、我が国の産業・技術基盤を強化するための前提である一方、安全保障の観点から、企業の合併・買収を通じた技術流出リスクにも対応していく必要
- これまで、技術流出リスクに対応するため、官民対話、技術管理スキーム、地方経産局との連携などを通じて、重要技術を保有する企業自身やそのサプライチェーン上の企業を対象に官民連携を進めてきたところ。
- これらの企業をより包括的に守り、育て、優位性・不可欠性を確保する観点から、企業自身の経営改革を通じた企業価値の向上や官民連携による支援、企業結合を通じた経営体力の強化も有効
- このような取組を進めるために、例えば、業界の市場動向や投融资先に関する深い専門的知見を持ち、経済安全保障の確保に価値を見出す金融機関との連携を深めることも重要ではないか。



出典：日本経済新聞「日本企業M&A、24年最多 投資ファンドなど積極買収で」（2025年1月9日）

V C 横断事項⑤：産業防衛策としての技術管理の強化

- 地政学的リスクの高まりを我が国の産業技術基盤の強化の機会に転ずるためには、海外からの力ネ、ヒト、技術を積極的に呼び込むための環境整備を進める必要
- 一方で、安全保障の観点から、適切な技術管理を進めることは大前提。本有識者会議の議論を踏まえて、様々な産業防衛策を整備してきたが、更なる課題は何

24年4月産構審安保小委中間報告を踏まえた輸出管理制度の見直し

1. 改正内容一覧

(1) リスト規制関連

- ①重要・新興技術関連品目に係る改正
- ②規制の合理化・適正化

(2) キャッチオール規制関連等

- ③通常兵器に関するキャッチオール規制の見直し（客観要件の追加）
- ④懸念国による迂回調達防止のためのキャッチオール規制の見直し
- ⑤官民対話による技術管理スキームにおける対象技術の追加
- ⑥防衛装備移転に関する輸出管理手続の合理化（共同訓練持ち帰り、展示会向け包括許可）
- ⑦自己管理チェックリスト（C L）の見直し

2. スケジュール

- リスト規制関連：3/28(政令)・4/3(省令等)公布、5/28施行
- キャッチオール規制関連の改正等：4/9公布、順次施行
（③④キャッチオール関連は10/9施行、⑤技術管理スキームは6/9施行）

対内直接投資審査制度の補強

1. 事前届出免除制度の見直し

（2025年4月4日公布、5月19日施行）

- 技術流出防止と投資促進のバランスに留意しつつ、国の安全等を損なうリスクが高い外国投資について、①投資家の属性、②投資先日本企業の事業の属性の両側面から、事前届出免除制度の見直しを行い、事前届出免除制度の対象外とする措置を実施。

2. 運用面の強化

- 地方経済産業局も含めた体制の強化に加え、厳格な事前審査の実施や免除基準の遵守状況を含めたモニタリング強化などにより、リスクに応じたメリハリある運用改善に取り組む

（参考）2020年改正外為法（令和元・11・29法律第60号）附則抜粋

「第1条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

V C横断事項⑤：地方における経済安全保障の浸透：地方経産局との連携

- 重要な技術を持つ企業・大学等は、全国各地に存在。地方においても経済安全保障を浸透させるため、地方経産局をはじめとする国の出先機関等のネットワークを活かして地方での技術流出懸念事案を把握し、産業支援策と防衛策を組み合わせることでアドバイスを行う機能を地方経産局等が担うことが重要
- このため、関係省庁とも連携しつつ、全国の企業・大学等に対し、経済安全保障・貿易管理等の重要性についてアウトリーチするとともに、外為法に基づく輸出審査・指導にあたって経産省本省と地方経産局の連携を強化し、規制の実効性を高めていく
- 地方経産局がこれらの役割を果たすにあたり、地方経産局の定員をはじめとする体制の強化が不可欠。3つのパイロットプロジェクトを通じて取組を具体化し、全国展開を図る

(1)技術管理の強化【近畿局、東北局、中国局】

- ①経営層へのアウトリーチ強化：地域ごとの実情を踏まえ、技術流出対策を特に強化すべき中小・中堅企業を絞り込んだ上で、経営層に対して積極的なアウトリーチを行う。
- ②関係機関との連携強化：独法や他省庁とも連携し、企業との接点強化やアウトリーチ内容の一層の充実を図る。

(2)輸出管理の強化【関東局、九州局】

- ①アウトリーチの強化：地域産業の特性を踏まえたテーマでの説明会実施や、支援先企業へのアウトリーチを行う。
- ②輸出審査の強化：制度見直しを踏まえた審査の強化、検査業務で得た指導ノウハウを審査に反映する。

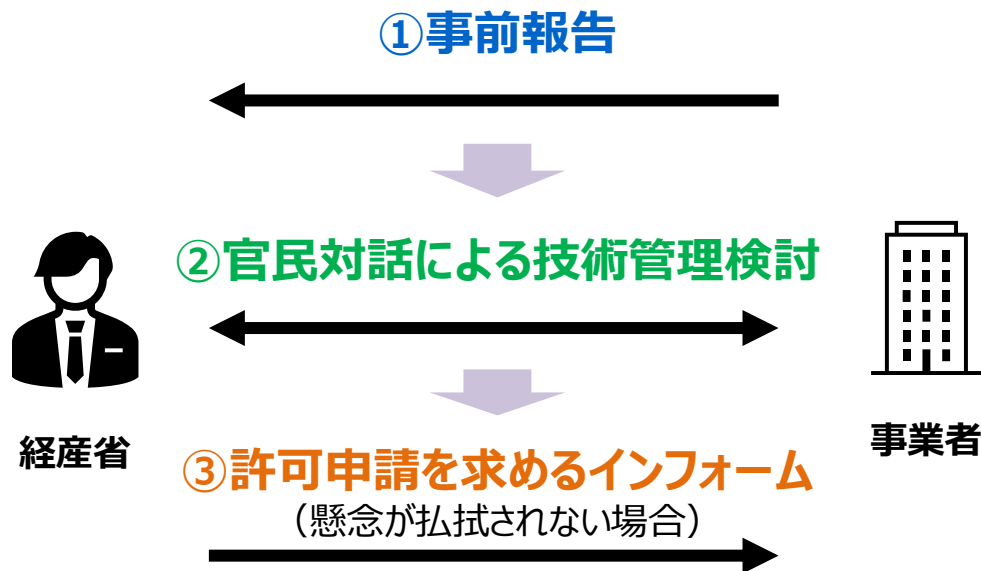
(3)投資管理の強化【中部局、近畿局】

- ①アウトリーチの強化：企業・大学の経営層や高い技術を有するスタートアップ・中小企業等へのアウトリーチを強化。
- ②モニタリングの強化：誓約遵守の確認等を目的に、地方局と連携した個別企業への現地モニタリング等を実施。

V C横断事項⑤：技術管理対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す
- 事前報告対象として、現在10技術を指定しており、今般、新たに5技術を追加

<スキーム概要>



事前報告の対象技術	
①積層セラミックコンデンサ（MLCC）	現在の対象
②SAW及びBAWフィルタ	
③電解銅箔	
④誘電体フィルム	
⑤チタン酸バリウム	
⑥炭素繊維	
⑦炭化ケイ素繊維	
⑧フォトレジスト	
⑨非鉄金属ターゲット材	
⑩走査型／透過型電子顕微鏡（SEM／TEM）	
⑪磁気センサー	今般の追加
⑫スポンジチタン	
⑬正負極バインダ	
⑭固体電解質	
⑮セパレータ製造装置	

V C 横断事項⑤：技術流出対策ガイドンスの策定

- 企業が激しい国際競争を生き残る上で、海外展開や海外人材の活用などに戦略的に取り組むことが必須。懸念される技術流出に対して過度に委縮するのではなく、適切な対策を講じるという姿勢が求められる
- 他方、企業からは具体的な対策に悩む声が多く聞かれる。このため、従来の「民間ベストプラクティス集（第2.0版・本年3月更新）」から、有識者研究会での検討（※1）を踏まえ、対策を拡充、体系化した「技術流出対策ガイドンス」を策定
- 本ガイドンスは、企業に義務を課すものではなく、選択肢を示すもの。完璧な対策はないことを前提に、最大限の努力を促す。また、今後の官民対話での活用を含め、アウトリーチを強化する
- 第1版は、「生産拠点の海外進出に伴う技術流出」と「人を通じた技術流出」に焦点を絞っている。今後も、例えば「共同研究に伴う技術流出」など、継続的に改訂・拡充を図る

目次

第0章 はじめに

- 1 本ガイドンスの目的等
- 2 意図せざる技術流出が生じうるケース

第1章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第2章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項
- 4 その他の取組事項

参考資料 技術流出対策チェックリスト

（※1）技術流出対策ガイドンスに関する研究会（五十音順、敬称略）

- ・大島 昌彦（日本商工会議所）
- ・片山 銘人（日本労働組合総連合会）
- ・川田 琢之（筑波大学教授）
- ・久保 浩平（日本経済団体連合会）
- ・小島 英太郎（日本貿易振興機構）
- ・鈴木 潤（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
- ・高梨 義幸（TMI総合法律事務所）
- ・松本 宗樹（日本アイ・ビー・エム株式会社）
- ・森田 恵（積水化学工業株式会社）

<オブザーバー>

- ・内閣官房国家安全保障局／内閣府（経済安全保障担当）
- ・厚生労働省
- ・経済産業省内関係部局

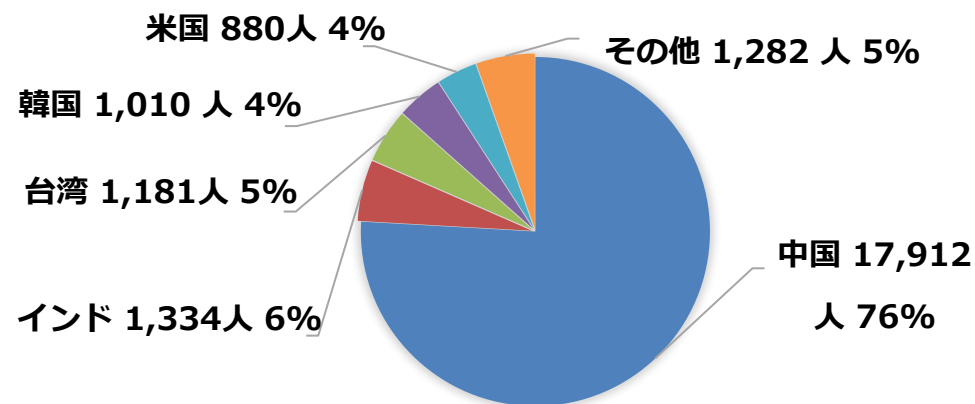
<今後のスケジュール>

- 4月下旬～ 任意のパブリックコメントを実施
- 5月中下旬 正式版を公表、アウトリーチを強化

V C横断事項⑥：投資・人材の呼び込みと経済安全保障の両立

- AI、量子、半導体など中長期的に成長が見込まれ、経済安全保障上も重要な分野への対日投資の呼び込みやスタートアップの創業者、世界的な経営者・科学者等の高度外国人材の活用は我が国の競争力強化の観点から不可欠
- 高度外国人材の呼び込みにあたり、出身国籍・地域の多様化の観点も踏まえ、グローバルサウスからの人材獲得支援事業等に取り組む

高度専門職（※）の国・地域別の割合（2024年6月時点）



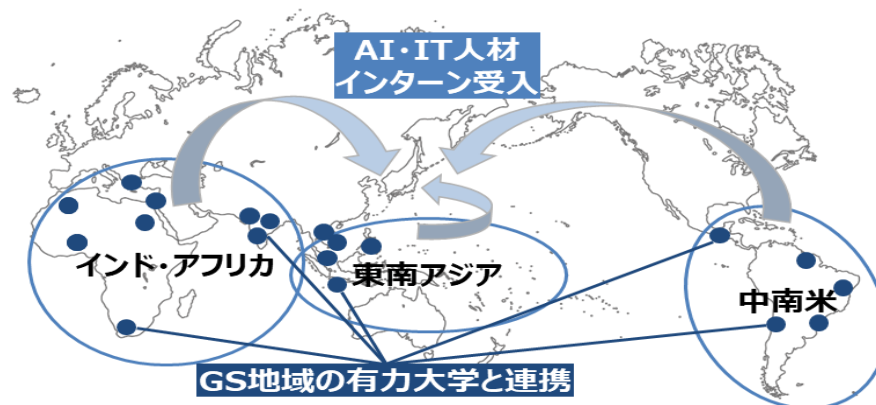
※高度専門職とは、①学術研究、②専門・技術、③経営・管理の三分類。「中国」には香港他を含む

出所：出入国在留管理庁「在留外国人統計」を基に経済産業省が作成

グローバルサウス地域人材受入れによる多様化

■事業例：グローバルサウスIT人材獲得支援（R5補正）

インド・アフリカ・中南米・東南アジアから、コーディングテストなどの成績優秀者を日本国内企業のインターン生として受入れ、就職につなげる



大国間競争時代における国際経済秩序の再構築に向けて

アクションプランが目指す方向性

1. 同盟国・同志国等との産業・技術基盤共創に向けた産業支援策と産業防衛策を一体的に進める
Run Fasterパートナーシップを推進し、イノベーションで世界をリードする
2. それによって、インド太平洋地域を中心に、①課題解決、②市場創造、③ルール・標準に係る取組を進める
 - ① 課題解決
日本が有する不可欠性を絶えず磨き、海外展開することで、各国・地域の経済発展や社会的課題の解決に貢献する
 - ② 市場創造
同盟国・同志国と連携し、価格だけでなく、製品やサービスの持続可能性等が正当に考慮されるような市場の創造、その維持及び拡大に取り組む
 - ③ ルール・標準
非市場的措施及び慣行等に対処するための規範策定等を通じた新たなルール作り、既存ルールの強化及び戦略的な標準作りとその実装に取り組む
3. 上記を実現するため、重要バリューチェーンに係る①技術連携、②原材料調達、③シーレーンを含むサプライチェーン、④市場創造、⑤情報共有などの観点から国・地域別の連携戦略を検討する
4. これらの取組を通じて、我が国と価値を共有する国の輪を拡大させ、同志国と連携して、自由で開かれた貿易体制を堅持するとともに、グローバルサウス諸国等への保護主義的動きの波及を防止する

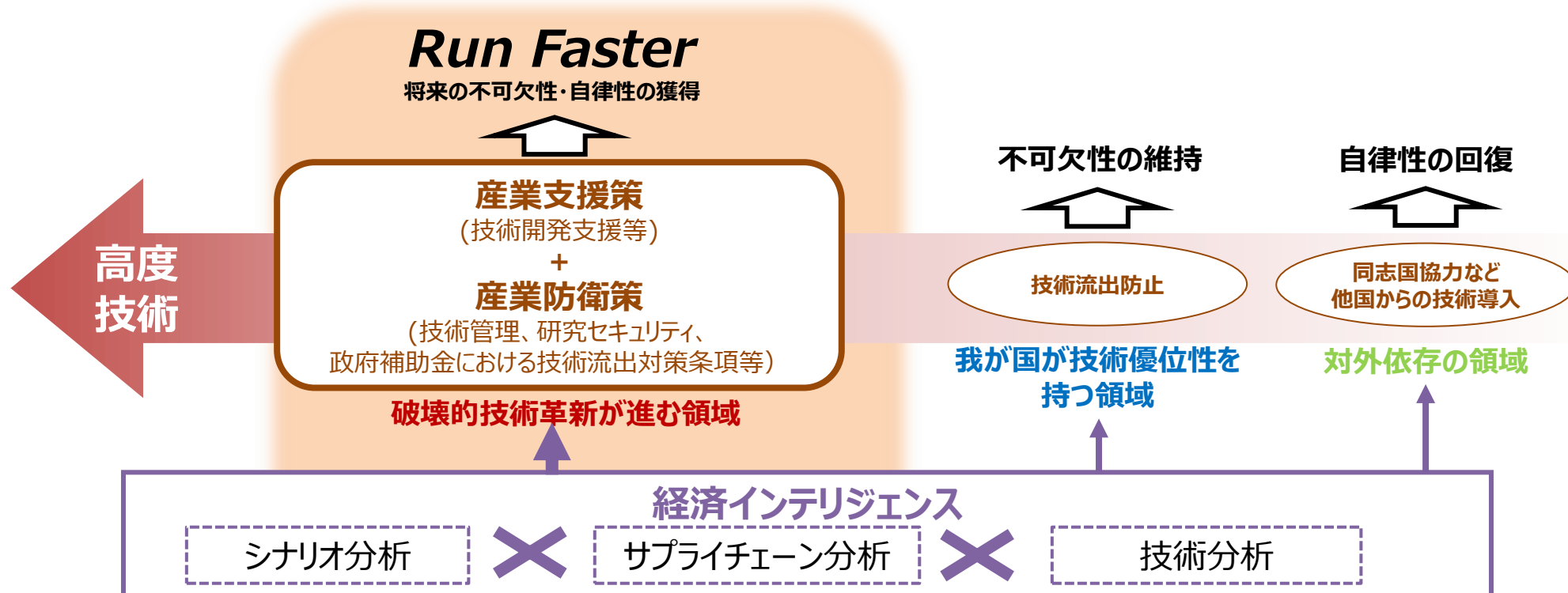
(参考) 国家安全保障戦略

V. 我が国の国家安全保障上の目標（概要より抜粋）

- ✓ 我が国経済が成長できる国際環境を安全保障政策を通じて主体的に確保。安保と経済成長の好循環の実現。我が国の経済の自律性、優位性、不可欠性を確保。
- ✓ 国際関係における新たな均衡を、特にインド太平洋地域において実現。一方的な現状変更を容易に行い得る状況の出現を防ぎ、安定的で予見可能性が高く、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化。

「Run Faster」パートナーシップとは

- 大国間競争時代において、国際連携の中で、「ルールベースに基づく国際経済秩序の再構築」や、「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン構築」等を目指していくためにも、破壊的技術革新が進む領域を中心に、技術優位性を磨き上げ不可欠性まで強化することが経済安全保障上も重要
- 我が国の将来の自律性・不可欠性確保に向け、産業支援策と産業防衛策を有機的に講じる「Run Faster」戦略を加速させていく必要
- 特に、AI・先端コンピューティング、量子、バイオ、宇宙分野は各国が激しく競争を進め、安全保障の面でも重大なインパクトをもたらすものであり、「Run Faster」戦略の重点分野に位置付ける
- Run Fasterパートナーシップは、上記戦略を同盟国・同志国等と連携して産業・技術基盤共創に向けた産業支援策と産業防衛策を一体的に進めるための枠組み



米英とのRun Fasterパートナーシップの動き

日米首脳共同声明（抄）（2025年2月7日）

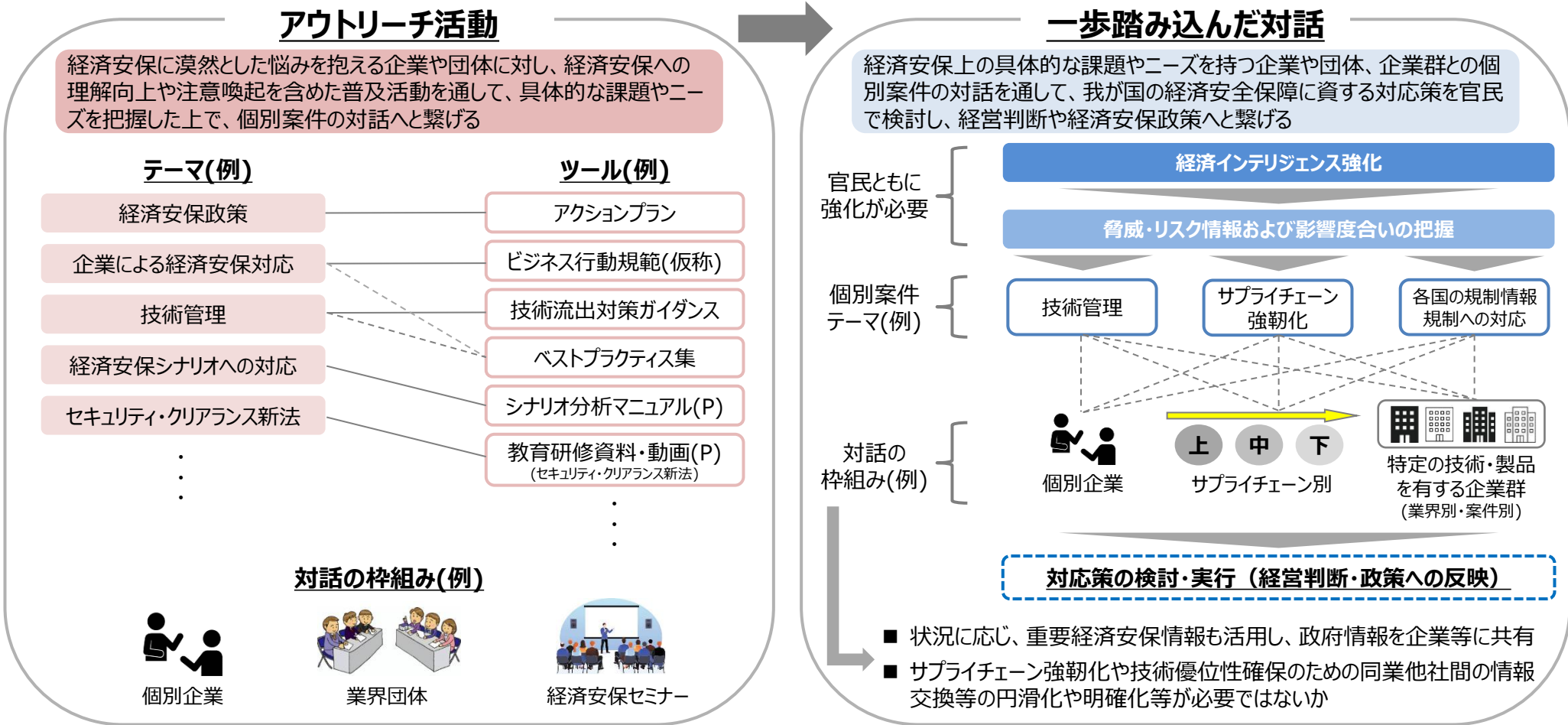
経済関係の強化に向けた揺るぎない進路を示し、この経済パートナーシップを新たな次元に引き上げるため、両首脳は、二国間のビジネス機会の促進並びに二国間の投資及び雇用の大幅な増加、産業基盤の強化及びA I、量子コンピューティング、先端半導体といった重要技術開発において世界を牽引するための協力、経済的威圧への対抗及び強靱性構築のための取組の強化、自由で公正な経済秩序に支えられるインド太平洋地域の成長の共同での促進を追求する。両首脳はまた、輸出管理を通じたものも含む重要機微技術の一層の促進及び保護並びにサプライチェーンの強靱性の強化のため、政策を整合させるための議論を継続することを決意した。

第1回日英経済版「2 + 2」プレスリリース（抄）（2025年3月7日）

さらに、四閣僚は戦略的な官民協力、経済安全保障に関する情報交換及び両国が共有する価値の重要性を認識し、重要・新興技術をさらに促進・保護するために、それぞれの政策連携の強化に向けた議論を継続することに一致しました。また、両国は、輸出管理と研究セキュリティに関する協力を深め、両国間の管理貨物と管理技術の取引をさらに促進することで一致しました。

経済安全保障に関する官民対話の一層の強化の必要性

- 国際情勢が一層不安定化する中、我が国が直面する脅威リスクを低減し、さらに、機会に変えるためには、まずは情報把握・分析するため、**官民の経済インテリジェンスの強化**が不可欠。**官民対話はその礎**
- 企業ごとに経済安保に関する感度が異なる中、**それぞれのニーズや状況に応じたテーマ設計、使用する対話ツール、枠組み等を有機的に組み合わせた上で官民対話を進めていくべきではないか**



経済インテリジェンスの強化

- 国際情勢が厳しさと複雑さを増す中、効果的な経済安全保障施策の立案・実行のため、政府内外における我が国全体の経済インテリジェンス能力の強化が必要

「経済安全保障の観点から、我が国の自律性と不可欠性を高めるため、重要サプライチェーンの国内回帰・立地促進を含む強靱化や技術流出対策等の取組を進めます。**官民が連携し脅威・リスクを分析する経済インテリジェンス機能の強化を図ります。**」

(2025年1月24日 総理施政方針演説)



- 経済安全保障に関するシナリオ分析、サプライチェーン分析、技術分析の抜本強化を図るため、重要経済安保情報保護活用法を活用し、情報保全に万全を期した上で、次の措置を講ずる
 - (1) 政府における外部専門家の受け入れ（官民交流）
 - (2) 経済安全保障センター（仮称）の設立（独立行政法人等による取組強化）
 - (3) 産業界における経済インテリジェンス投資強化
(Trusted Thinktank Network、グローバルフォーラム)
- また、従来より経産省として取り組んでいるシナリオ分析、サプライチェーン分析、技術分析を更に発展させると共に、民間企業への知見の共有等を通じ、官民連携を更に強化する

目次

1. 経済安全保障に関する産業・技術基盤強化の動向
- 2. 安全保障貿易管理を巡る動向**
3. 外為法に基づく制裁措置を巡る動向
4. 貿易救済措置を巡る動向

外為法の輸出管理制度の概要

- 外為法の輸出管理制度では、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる場合、輸出者に対して経済産業大臣への許可申請を義務付けることが可能
- 許可申請は輸出先や輸出品目に応じて、リスト規制とキャッチオール規制の2種類

リスト規制とキャッチオール規制の概要

リスト規制（国際輸出管理レジームに基づく規制）

- 対象貨物：武器そのもの、その開発等に用いられる汎用品
※防衛装備移転三原則における防衛装備は上記「武器」としてリスト品に該当
- 対象地域：全地域
- 全ての輸出について、許可申請が義務づけられる。

キャッチオール規制

- 対象貨物：リスト規制の対象以外（木材、食料品等を除く）の品目
- 対象地域：グループA（※）以外の地域
（※）各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国
- その用途や需要者について、核兵器をはじめ武器の開発等の懸念がある場合に限って、許可申請が義務づけられる。

例：懸念国に対して、核開発に用いられる可能性があるステンレスを輸出する場合など

産構審 安全保障貿易小委員会中間報告を踏まえた外為法関連の制度改革の概要

- 産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会 中間報告（2024年4月）を踏まえ、外為法に基づくリスト規制とキャッチオール規制に係る以下の内容につき、政省令等を改正

改正内容一覧	公布日	施行日
（１）リスト規制関連		
①重要・新興技術関連品目等に係る改正	政令：3月28日 省令・通達：4月3日	5月28日
②規制の合理化・適正化		5月28日 ※一部、公布後即施行
（２）キャッチオール規制関連等		
③通常兵器に関するキャッチオール規制の見直し （客観要件の追加）	4月9日	10月9日
④懸念国による迂回調達防止のためのキャッチオール規制の見直し		
⑤官民対話による技術管理スキームにおける対象技術の追加		6月9日
⑥防衛装備移転に関する輸出管理手続の合理化		公布後即施行
⑦自己管理チェックリスト（CL）の見直し		5月9日

（日付はいずれも2025年）

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理は大きな転換期を迎えており、非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上のリスクがより高い取引に厳に焦点を当て、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ② 同盟国・同志国との重層的な連携を通じて、国際協調による実効性と公平性を担保するとともに、共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化を過度に阻害しない。
- ③ 官民での情報共有・対話等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1)補完的輸出規制の見直し	(2)技術管理強化のための官民対話スキームの構築	(3)機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携	(4)安全保障上の懸念度等に 応じた制度・運用の合理化・重点化
※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。 ・汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。 ①一般国向け通常兵器補完的輸出規制 ・一般国（グループA国以外）向けであっても、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に適切に管理。 ・この際、懸念需要者や懸念取引等に関する情報を政府が提供。 ②グループA国経由での迂回対策 ・補完的輸出規制の対象外のグループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォーム。	・技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、多様な経路に応じた対策が必要。（技術は一度流出すると管理困難。） ・外為法の技術移転管理に関し、官民対話を通じた新たな技術管理スキームを導入。 ・技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、政府に事前報告。 ※今回の措置は、貨物は対象外。 ・適切な技術管理に向け、政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施。 ※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。 ・取引時点のみならず、時間的経過に伴う軍事転用懸念を考慮。	・急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。 ・各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。国際連携による制度・運用の協調を企図。 ・国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の先行管理を行う。 ・懸念度と緊急度に応じた、技術保有国による先行管理も有効。 ・国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る運用面での協調を行う。 ・国際輸出管理レジームの非参加国との連携を強化。	・メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ等の観点から、以下の分野で合理化。 ①半導体製造に用いられる一部の部品（圧力計やクロスフロー過装置）を特別一般包括許可の対象に。 ②インド・ASEAN向け工作機械を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別一般包括許可の対象に。 ③同志国軍による防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品等に関する許可申請手続を簡素化。 ④内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、立入検査を重点化。

今般の制度改正との対応

- ③通常兵器キャッチオール
- ④グループA迂回対策

制度は2024年12月に施行済み、対象技術追加について、今般制度改正（⑤）

- ①重要・新興技術関連品目等の追加

- ②規制の合理化・適正化
- ⑥防衛装備移転関係手続合理化（共同訓練持ち帰り、展示会等包括）
- ⑦自己管理チェックリスト（C L）の見直し

①重要・新興技術に関する輸出管理品目等の改正

- 我が国は国際的な協調の下、外為法に基づく厳格な輸出管理を実施
- この方針の下、責任ある技術保有国として、国際的な状況も踏まえ、今回、重要・新興技術の軍事転用を防止するため、重要・新興技術に関する先端品目の追加等輸出管理品目の改正を行う
- 先端半導体関連品目（15品目）、量子コンピュータ関連品目（4品目）、その他の品目（2品目）について、全地域を対象に輸出管理の対象に追加する

【追加を行う輸出管理品目】 計21品目

- ・ 先端半導体関連品目 15品目 （半導体製造装置10品目、技術 3 品目、その他 2 品目）
- ・ 量子コンピュータ関連品目 4 品目 （極低温冷凍機等重要部品 3 品目、材料 1 品目）
- ・ その他の品目 2 品目 （金属積層造形装置、高温コーティング技術）

【管理対象となる仕向地】 全地域

(参考) 追加を行う輸出管理品目 (21品目)

	種別	品目
半導体 関連品目	半導体製造装置	
	1	イオン注入
	2	リソグラフィ (露光)
	3	ナノインプリントリソグラフィ装置
	4	エッチング (化学的除去)
	5	EUVパターンを再形成やトリミングにより改善する装置
	6	デポジション (成膜)
	7	アニーリング (熱処理)
	8	洗浄
	9	検査
	10	重ね合わせ精度計測装置
	技術	
	11	先端パッケージング用のECADプログラム
	12	マルチパターンニング技術を用いた集積回路製造用のECADプログラム
	13	計算機リソグラフィプログラム
	その他	
	14	集積回路
	15	素材

(参考) 追加を行う輸出管理品目 (21品目)

		種別	品目
量子 関連品目	16	量子コンピュータ装置	極低温冷凍機
	17		極低温アンプ
	18		極低温ウェハープローバ
	19	基板材料	同位体分離シリコン/ゲルマニウム基板・原料
その他	20	工作機械	金属積層造形装置
	21	物質表面処理技術	高温コーティング技術

②規制の合理化・適正化（包括許可制度の合理化）

特別一般包括許可の対象拡大

以下の貨物を新たに特別一般包括許可の対象とする

- エアバッグ用火薬類等の防衛装備ではない輸出貿易管理令別表第1の1項に掲げる貨物
- 一部の国を仕向地とする移設検知装置を搭載した工作機械
- 半導体製造用の圧力計及びクロスフローろ過装置の部分品

特別返品等包括許可の取得要件の緩和

武器等の初期不良等による返品に関する包括許可（特別返品等包括許可）について、①輸出者等遵守基準省令に定める該非確認責任者等を選定し、**又は**②CP/CL受理票※¹の交付を受けた上で、③特別返品等包括許可に関する体制を整えていれば取得可能とする※²

※1 輸出者の輸出管理内部規定の内容及びその実施状況が適切なものとして経済産業省が発行する書類

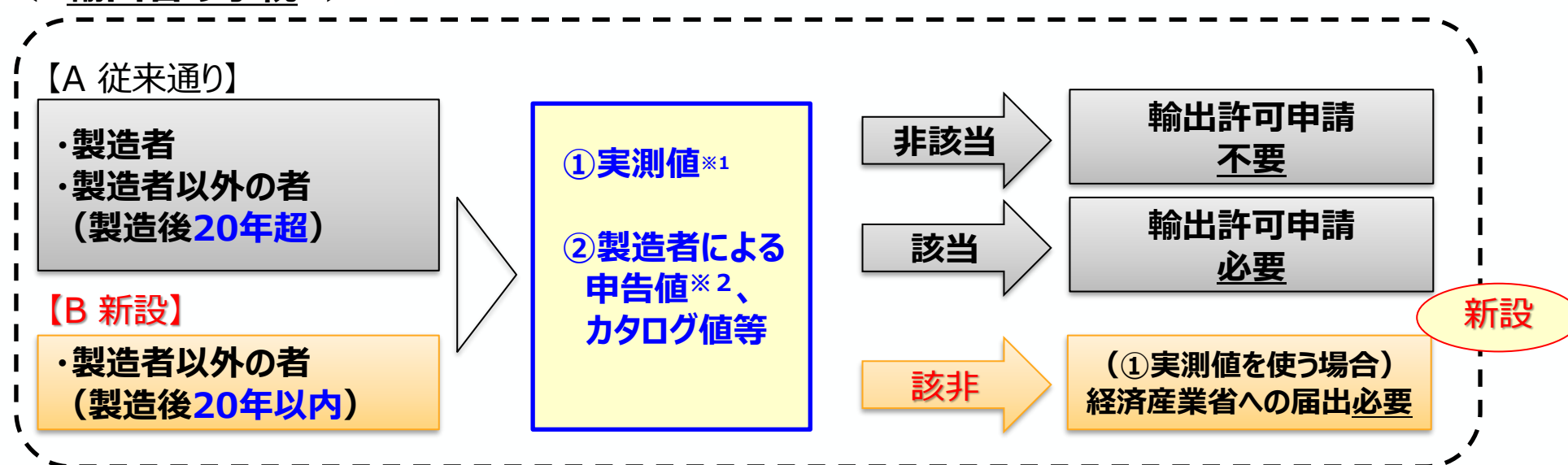
※2 従来は②・③に加え社内教育の計画の策定・実施状況の調査や毎年一定件数超の輸出実績等が必要

②規制の合理化・適正化（中古工作機械に係る手続の適正化）

- 工作機械を輸出しようとする者は①実測値、②申告値・カタログ値等により規制の該非を判定する従来の手続に関し、「製造者以外の者」が製造後20年以内の中古工作機械について①実測値で該非を判定する場合にあつては、製造者に妥当性を確認した上で経済産業省に届出を行うことを求める【B】

※製造者が輸出する場合又は製造者以外の者が製造後20年超の中古工作機械を輸出する場合は従来通り【A】

< 輸出者の手続 >



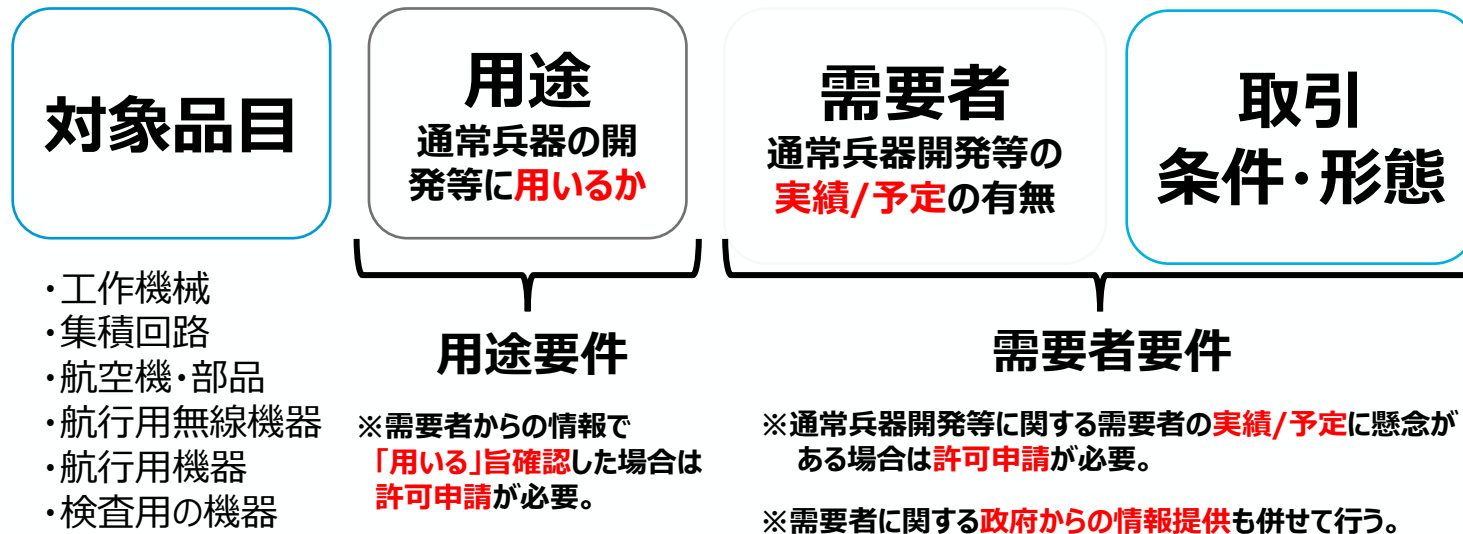
※1 実測値：「製造者」又は「それ以外の者」が、個々の工作機械毎に測定した位置決め精度等の数値

※2 申告値：「製造者」が経済産業省に対して工作機械の型式毎に提出した位置決め精度等の数値

③通常兵器キャッチオール規制の見直し（客観要件の追加）

- ロシアのウクライナ侵略以降、日本製の工作機械、電子部品や無人航空機部品等がロシア・ベラルーシの通常兵器に軍事利用されていることが判明
- このため、通常兵器に関するキャッチオール規制を見直し、本邦輸出者が、安全保障上の懸念の高いリスト規制されていない汎用品（工作機械、集積回路、無人航空機部品等）を輸出する際、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合には、経産大臣への許可申請を義務付ける制度を新たに導入
- 申請すべき要件（用途要件、需要者要件）を明確化することで、輸出者負担や国際貿易の過度な阻害可能性を考慮しつつ、懸念の高い取引を適切に管理する

懸念の高い取引を特定するための視点（絞り込み・明確化）



④懸念国による迂回調達防止のためのキャッチオール規制の見直し

- ロシアが、武器の部品として、日本を含む西側企業の製品を使用。ロシアが調達している武器の部品の一部は、輸出管理を厳格に実施しているグループA国から調達しているとの報道あり
- しかし、現状**グループA国は、キャッチオール規制の対象から除外**されているため、日本の製品がロシアに迂回輸出される懸念がある場合でも、**現行の外為法では規制にかからしめることができない**
- グループA国向けであっても、懸念国に迂回輸出されるおそれがある場合には、**経済産業大臣から通知することにより、輸出者に対し許可申請を義務づけることとする**

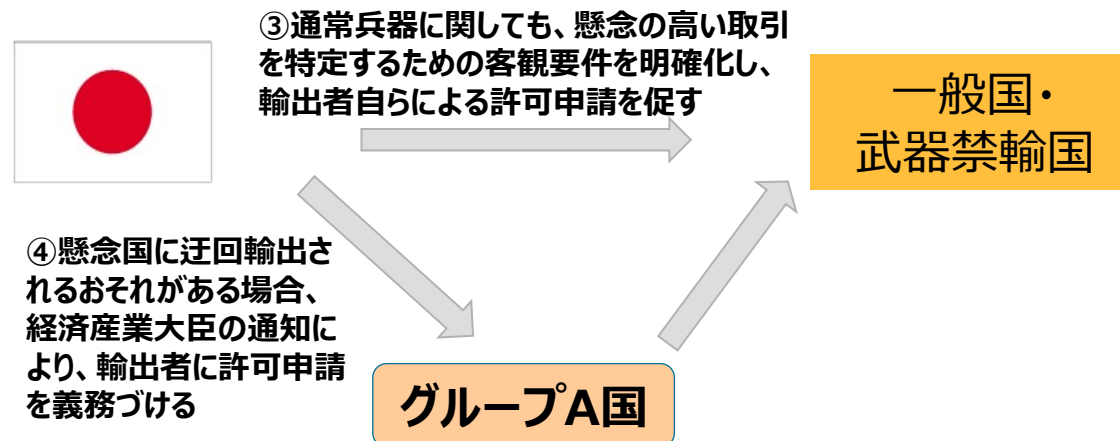
安全保障貿易小委員会中間報告（抜粋）

2. 1. 補完的輸出規制の見直し

（イ）グループA国を経由した迂回に対する措置

法制面等の更なる検討を要するものの、輸出管理当局として、グループA国を経由した迂回調達の懸念情報を得た場合には、インフォームを行うことが出来る仕組みを導入すべきである。ただし、グループA国は適切な輸出管理を行っていると考えられることから、懸念情報の共有など、当該グループA国の輸出管理当局との一層の執行協力を進めることを前提とし、当該インフォームは、安全保障貿易管理における最終手段として位置付けるべきである。

懸念国によるキャッチオール規制品目の調達防止対策

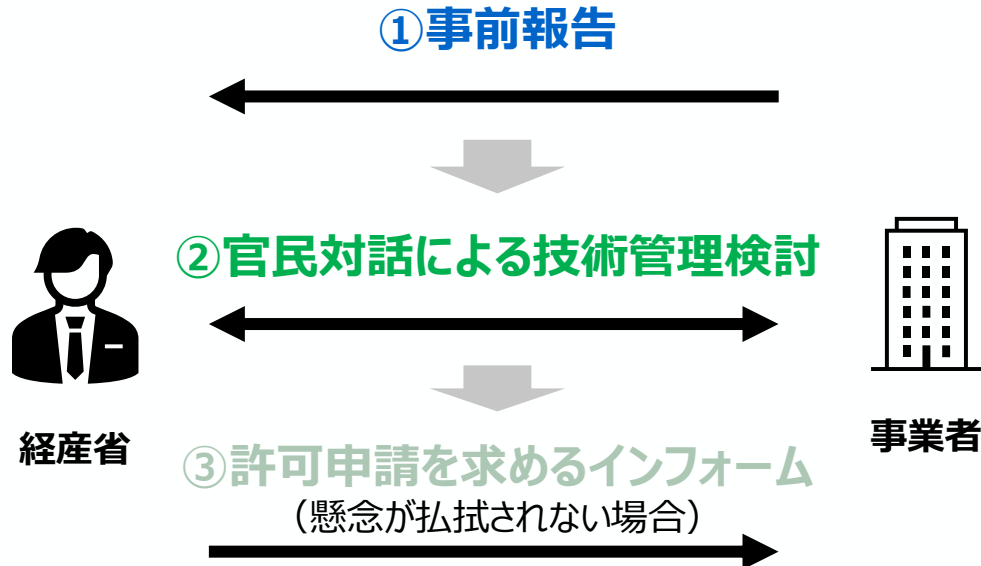


※グループA国：国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国
アルゼンチン、豪州、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

⑤官民対話による技術管理スキームにおける対象技術の追加

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す
- 事前報告対象として、現在10技術を指定しており、今般、新たに5技術を追加（本年6月9日施行予定）

<スキーム概要>



事前報告の対象技術	
①積層セラミックコンデンサ（MLCC）	現在の対象
②SAW及びBAWフィルタ	
③電解銅箔	
④誘電体フィルム	
⑤チタン酸バリウム	
⑥炭素繊維	
⑦炭化ケイ素繊維	
⑧フォトレジスト	
⑨非鉄金属ターゲット材	
⑩走査型／透過型電子顕微鏡（SEM／TEM）	
⑪磁気センサー	今般の追加
⑫スポンジチタン	
⑬正負極バインダ	
⑭固体電解質	
⑮セパレータ製造装置	

⑥防衛装備移転に関する輸出管理手続の合理化

外国軍隊が自衛隊との訓練用に持ち込む貨物の輸出に係る特例

- 自衛隊が国内で外国軍隊と訓練を行う機会の増大に伴い、外国軍隊が当該訓練のために自ら持ち込んだ貨物を自国に持ち帰る場合については、制度の合理化の観点から、輸出許可を不要とする

展示会等に係る技術情報の提供における包括制度の創設

- 防衛装備品の移転に係る案件形成の取組が活発化する中で、展示会、工場見学などでの商談である案件形成の初期段階での対応が重要
- 一方、展示会や工場見学の来場者は事前に判明せず、また判明しても直前に相談を受けることもあることから、防衛装備品の情報提供に係る許可手続（申請書類に相手先を記載、審査期間の確保）に課題がある。そのため、提供する情報は自社のホームページ等で公開済みの情報に限定され、案件形成に必要なPRができず、他国の競合他社との優劣に影響
- 防衛装備庁と連携して、安全保障上のリスクが低い技術情報に限定して、展示会等での情報提供に係る包括許可制度を創設

⑦自己管理チェックリスト（CL）の見直し

- 安全保障貿易管理小委員会での議論を踏まえ、検査の過程で得られる機微情報把握の必要性を考慮しつつ、**提出書類を省略や簡素化**
- 内部管理体制や保有する機微技術の機微性や、輸出する貨物の実績を踏まえ、**立入検査を重点化**

1. 企業の輸出管理内部規程の自主管理チェックリスト（CL）に係る手続きの合理化（書類の省略・簡素化、自主管理推進）【通達改正】

◎輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム（CP））を届出・受理済みの企業（約1,200社）に関し、毎年度のCPの運用状況の確認書面であるチェックリスト（CL）の内容、運用を見直す

・CLを構成する書類を見直し

- ①CP企業の直近の輸出管理体制の概要や輸出管理の運用状況報告の見直し及び削減
- ②運用状況の詳細報告は原則、自主管理（内部保管）に移行

2. 立入検査の重点化（リスクベース・アプローチを念頭に実施先を選定）

◎検査先の選定上、輸出管理を巡る情勢を鑑み以下の要素も重視

- ・経済安全保障上、機微とされる特定重要貨物・技術への関与
- ・近年における**会社組織の改編、資本構成や取引内容（相手、貨物等）の大きな変容**
- ・外為法違反が発覚する等、輸出管理に係る内部管理体制に疑義

目次

1. 経済安全保障に関する産業・技術基盤強化の動向
2. 安全保障貿易管理を巡る動向
- 3. 外為法に基づく制裁措置を巡る動向**
4. 貿易救済措置を巡る動向

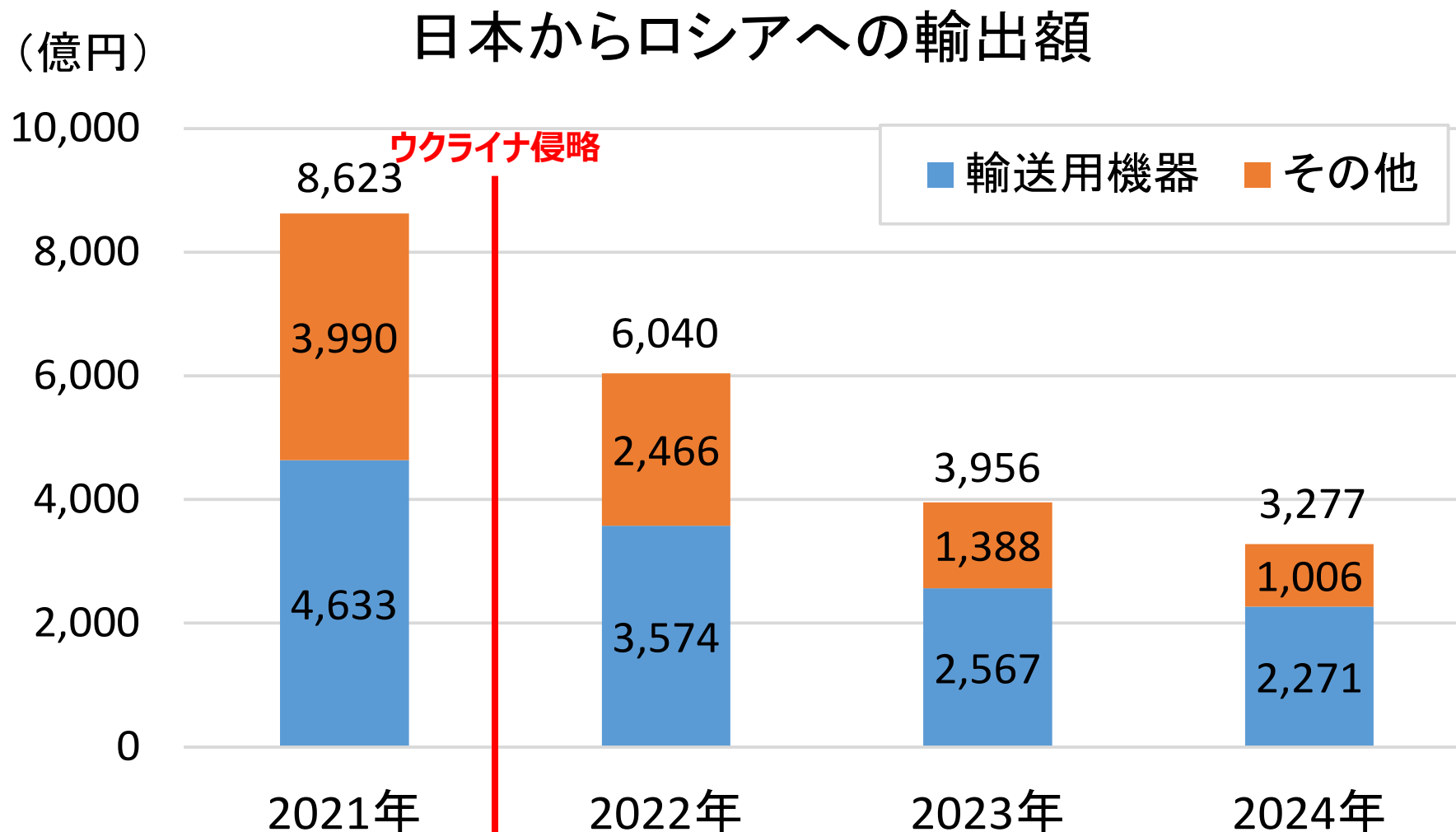
対ロシア輸出入等禁止措置（全体像）

- 2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、我が国は、G7等の主要国と連携しつつ、ロシア制裁の一環として、広範な輸出入禁止措置を累次に渡って実施

輸出等禁止措置	（1）国際輸出管理レジームの対象品目（ベラルーシ含む） ※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術
	（2）軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一部ベラルーシ含む） ※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等
	（3）化学・生物兵器関連物品等 ※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置等
	（4）先端的な物品等 ※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術
輸出等禁止措置	（5）産業基盤強化に資する物品 ※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、シリンダー容積が1900ccを超える自動車、自動車用エンジンオイル等
	（6）石油精製用の装置等
輸出等禁止措置	（7）奢侈品（しゃし品） ※対象品目：アルコール飲料、宝飾品、グランドピアノ等
	（8）ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体（軍事関連団体等） ●ロシア：559団体 ●ベラルーシ：27団体 ●第3国：48団体 UAE3団体、アルメニア1団体、中国25団体、インド1団体、カザフスタン2団体、キルギス2団体、シリア1団体、タイ1団体、トルコ8団体、ウズベキスタン3団体
輸入等禁止措置	（9）一部物品 ※対象品目：アルコール飲料、木材、上限価格を超える原油及び石油製品、非工業用ダイヤモンド等
輸出入禁止措置	（10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入

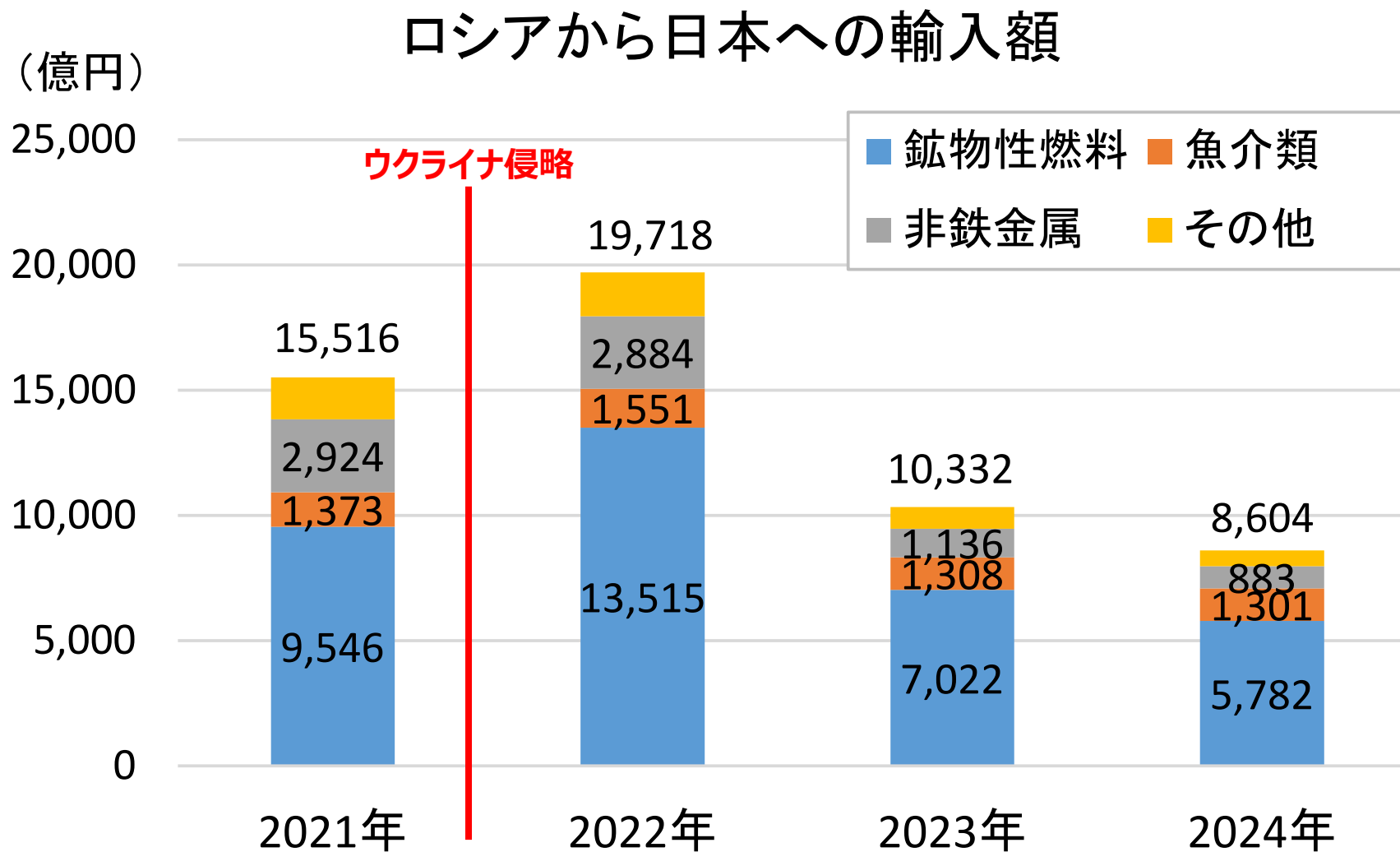
ロシアへの輸出額の推移

- 2024年においては、輸出の約 7 割が中古車。輸出額はウクライナ侵略前の半分以下に



ロシアからの輸入額の推移

- 2024年においては、輸入の約 7 割が天然ガス。魚介類、金属資源の輸入は継続



(財務省貿易統計により経済産業省作成)

輸出入禁止措置のロシア経済への影響

- 経済制裁により、ロシア軍およびロシア経済に影響が出ている。金融制裁の影響も大きい
- 日本企業のビジネスにも様々な影響が波及

ロシア軍、ロシア経済への影響

- (1) **ロシア戦車消耗**と英誌エコノミストが報道 欧米制裁で新規生産困難 来年後半に供給不足か
(2024年7月18日 産経新聞)
- (2) ロシア中銀、**政策金利21%**に引き上げ 侵略後で最高に (2024年10月25日 日経新聞)
- (3) 国家予算の3分の1が軍事支出、**さらなる増税**迫られるロシア (2024年11月2日 ロイター)
- (4) ロシアの通貨 **ルーブルが侵攻直後以来の安値**に 米の制裁要因か (2024年11月28日 NHK)
- (5) 11月の消費者物価指数は、前年同月比は8.88%。足もとの**インフレ圧力はかなり強い**
(2024年12月12日 ニッセイ基礎研究所)

日本企業への影響

輸出入企業、投資企業のビジネスの縮小。在ロシア現地法人の事業環境の変化

北朝鮮に対する輸出入全面禁止措置について

1. 北朝鮮に対する輸出入全面禁止措置の概要

- 北朝鮮に対する措置の一環として、2006年から輸入、2009年から輸出を全面禁止している
(根拠法：外国為替及び外国貿易法（外為法）)

(参考) 根拠条文：外国為替及び外国貿易法（外為法）

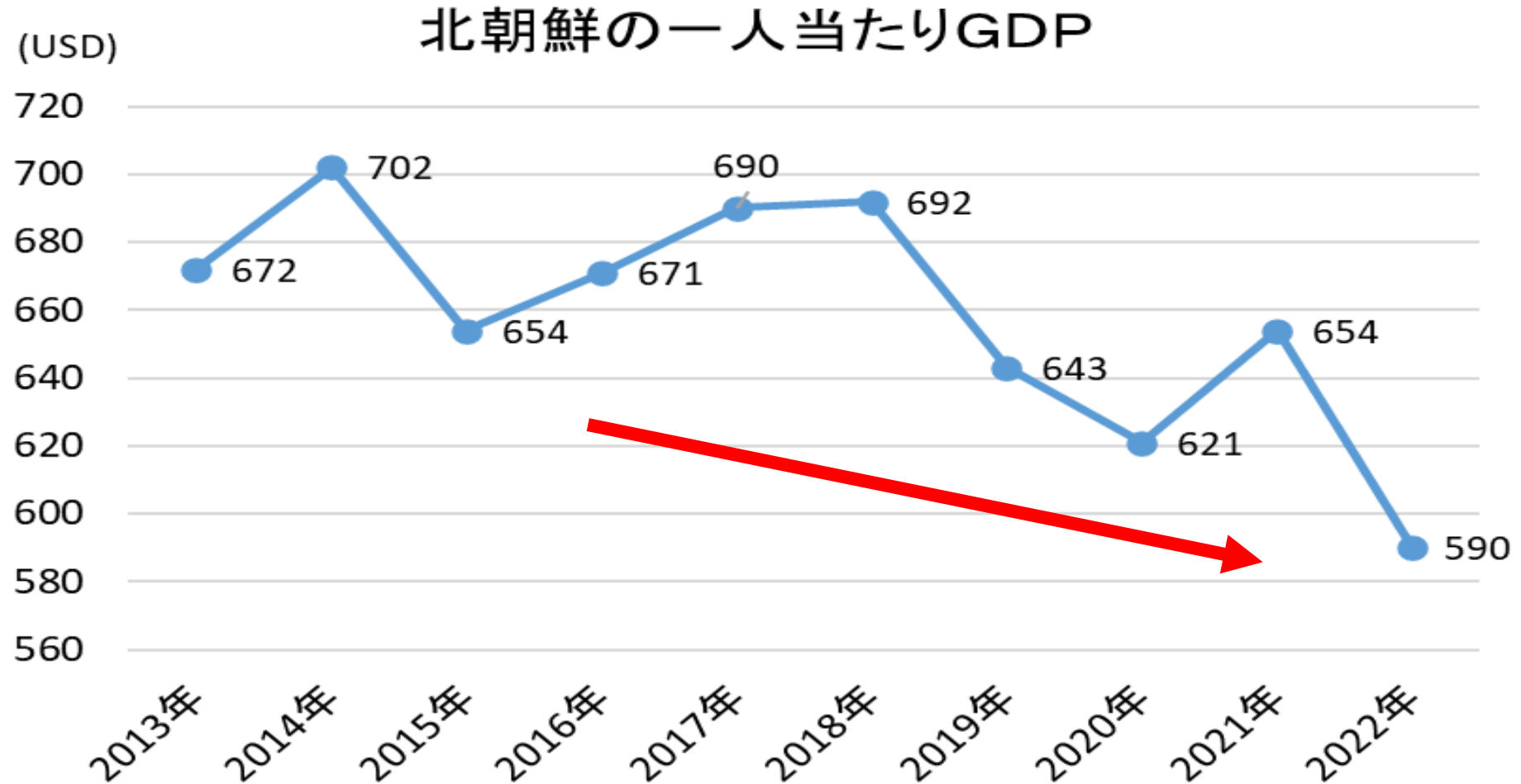
『 第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（中略）を講ずべきことを決定することができる。
2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。（略） 』

2. 令和7年における本措置の延長と国会承認について

- 拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、国際社会の動き等日本を取り巻く国際情勢に鑑み、輸出入禁止措置の期限を2年間延長（4月8日閣議決定）。延長後の措置は2027年4月13日まで
- 本措置については、外為法に基づき、当該措置を講じたことにつき承認を求める件を、2025年通常国会に付議予定

(参考) 北朝鮮の一人当たりGDP

- 北朝鮮の一人当たりGDP（米ドルベース）は、過去10年間で減少傾向



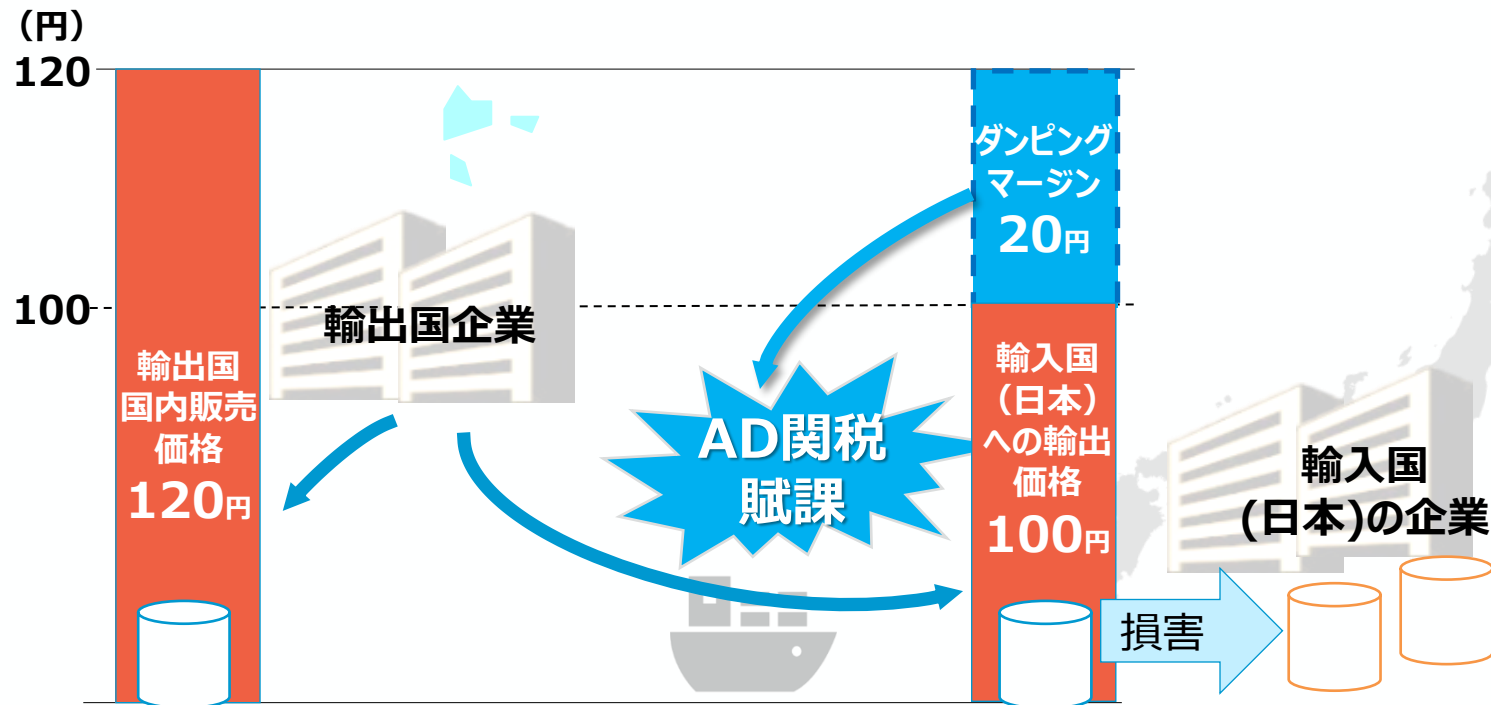
出典：国連データ（UNdata）

目次

1. 経済安全保障に関する産業・技術基盤強化の動向
2. 安全保障貿易管理を巡る動向
3. 外為法に基づく制裁措置を巡る動向
4. **貿易救済措置を巡る動向**

アンチ・ダンピング（AD）措置を巡る状況（制度の概要）

- AD措置とは、政府（経済産業省・財務省）が実施する調査において
 - ① 輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が存在し、
 - ② 輸入国（日本）の国内産業に損害が生じており、
 - ③ ①と②に因果関係が認められた場合に、その価格差に相当する関税を賦課できる、WTO協定において認められた措置



我が国における貿易救済措置の活用状況

- 我が国でも近年、AD措置の発動が活発化。中小企業や業界団体による申請事例や、課税期間を延長した事例も存在
- 一方で、CVD措置については2006年に韓国産DRAMに対して発動した1件のみ

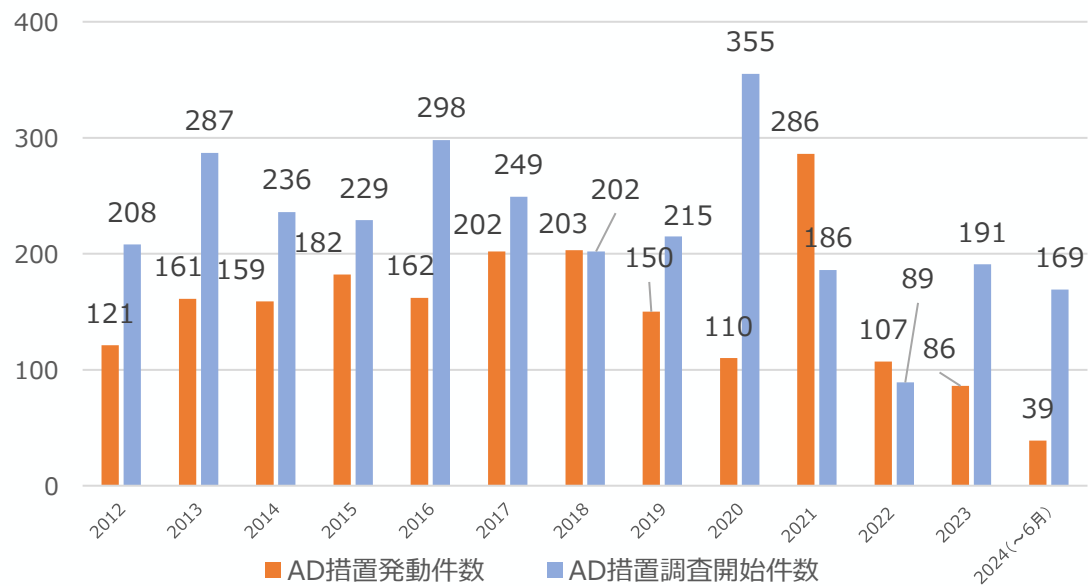
【我が国のAD/CVD措置発動案件（2000年以降）】

対象産品	対象国	課税期間	申請者
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	2002.7.- 2012.6	帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)
DRAM ※CVD	韓国	2006.1-2009.4	エルピーダメモリ(株)、マイクロンジャパン(株)
電解二酸化マンガン	オーストラリア	2008.9 - 2013.8	東ソー日向(株)、東ソー(株)
	スペイン・南アフリカ	2008.9 - 2019.3	
	中国	2008.9 - 2029.2	
トルエンジイソシアナート	中国	2015.4 - 2020.4	三井化学株式会社
水酸化カリウム	韓国・中国	2016.8 - 2026.8	カリ電解工業会
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国	2017.12 - 2028.2	三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニベット株式会社、越前ポリマー株式会社
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国・中国	2018.3 - 2023.3	株式会社ベンカン機工、日本バンド株式会社、古林工業株式会社
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国	2020.9-2025.9	大八化学工業株式会社
炭酸カリウム	韓国	2021.6-2026.6	カリ電解工業会
溶融亜鉛めっき鉄線	韓国・中国	2022.12-2027.12	日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン、株式会社ワイヤーテクノ

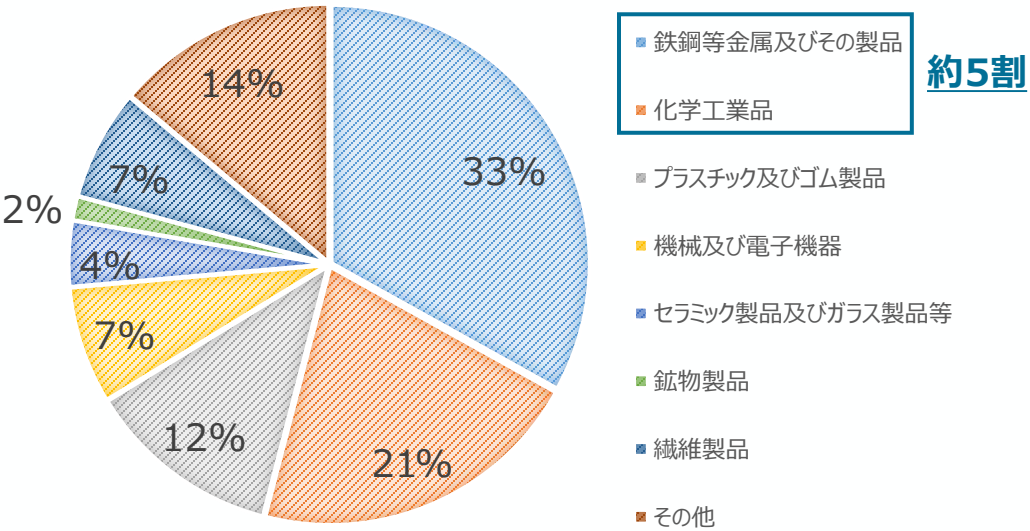
各国におけるAD措置の発動状況

- 世界各国ではAD措置が積極的に活用されており、2023年は86件の措置が発動。
- **AD措置の対象製品について制限はなく、農林水産物から鉱工業製品に至るまで幅広く対象となり得る。世界的には鉄鋼等金属と化学工業製品の活用で約 5 割を占める**

世界全体でのAD措置発動・調査開始件数（～2024.6）



セクター別発動件数（～2024.6）



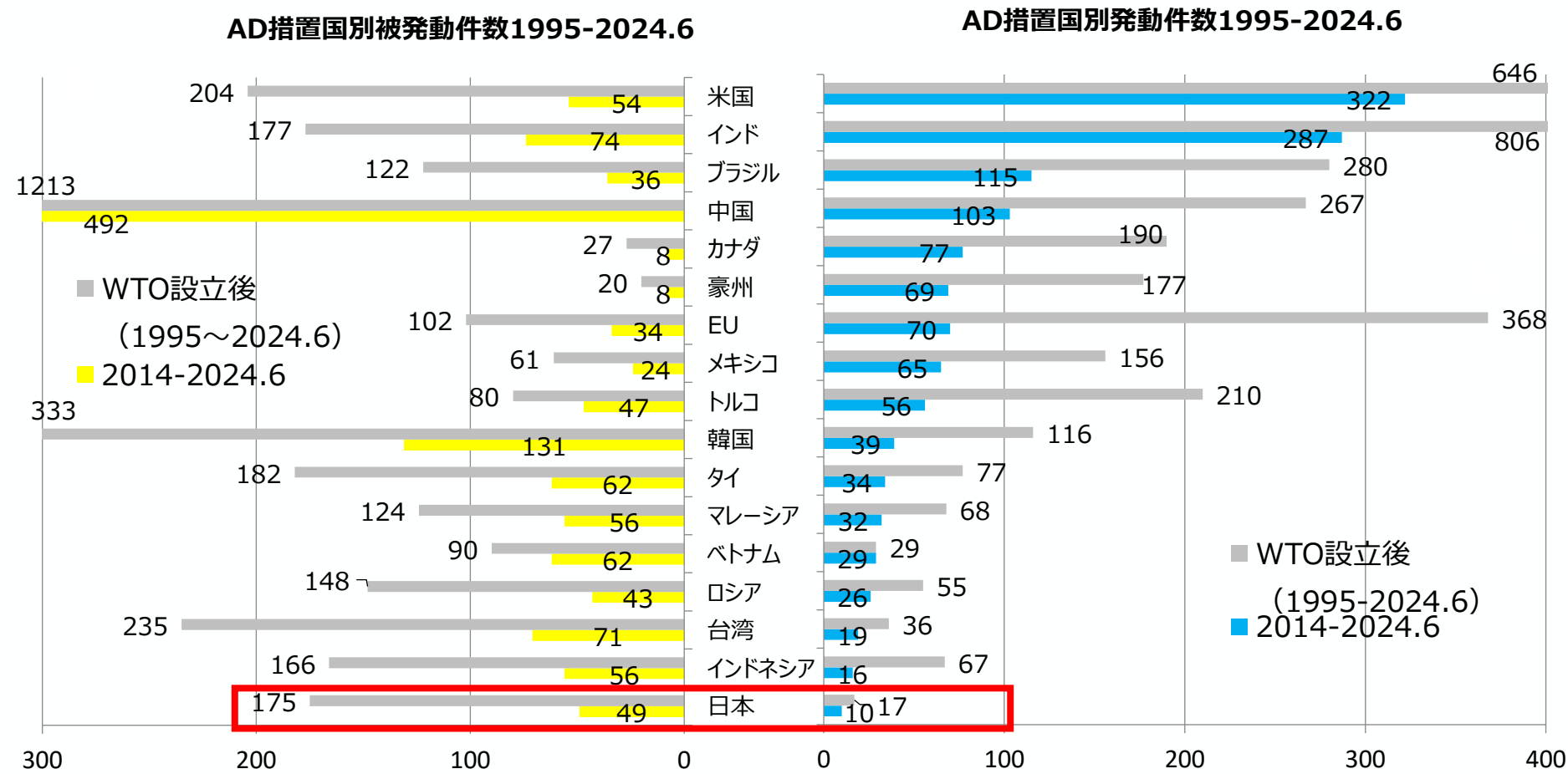
【2023年 発動（調査開始）件数内訳】

米国：14件（64件）	韓国：7件（3件）
欧州：5件（10件）	中国：1件（1件）
インド：14件（45件）	日本：0件（0件）
ブラジル：3件（7件）	豪州：0件（3件）

出典：WTO HP (https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_e.htm)

各国のAD措置発動・被発動状況

- 世界各国では、中国の被発動件数が突出。発動件数は米国・EU・インド等が多く、近年は中国も活発に発動
- 日本の発動実績は少なく、また、発動件数に比べて被発動件数が圧倒的に多い



出典：WTO HP (https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_e.htm)

中国産黒鉛電極に対するAD調査

- 中国産黒鉛電極について、本邦生産者であるSECカーボン(株)、東海カーボン(株)、日本カーボン(株)より申請を受け、**2024年4月24日よりAD調査を実施**。これまで、本邦生産者や中国の生産者、輸入者、ユーザーからの証拠収集・分析等を実施
- 証拠収集・分析等の結果、中国からのダンピング輸出及び国内産業への損害が推定されたため、**本年2月28日に中間報告書公表・仮決定**を実施
- 仮決定後、関税・外国為替等審議会での諮問・答申及び暫定課税政令の閣議決定を経て、**本年3月29日から暫定課税（税率95.2%）を開始**

（１）調査対象貨物

黒鉛電極：円柱状で、一般に黒色の部材。主に鉄のスクラップを溶かしてリサイクルする電気炉において、陰極となる炭素棒として用いられる

（２）調査対象国

中国（香港地域・マカオ地域を除く）

（３）申請者

SECカーボン(株)、東海カーボン(株)、日本カーボン(株)の３社連名によるAD調査開始申請

